

平成25年12月11日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成25年12月11日(水) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	門 瀧雄	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	志村 忠昭
11番	尾崎 忠義	12番	渡邊美喜子
13番	庄野 克宏	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（門 瀧雄）

皆さんおはようございます。

本日も定刻に参集をいただきましてありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 小川保君・10番 志村忠昭君を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8番 古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番 古川幸義です。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

初めに、今回の一般質問は、町民の皆様方の風評を取り上げた内容の一般質問とさせていただきます。

多度津町公共事業発注等についての2点の質問を行います。

1点目は、本町での地元企業優先発注についてお伺いいたします。

1つ、地元企業優先発注について。各市町においては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等にかかわる実施方針を定め、適正な競争原理のもと、公平性を確保した上で、地元企業への優先発注及び市町内産品の優先活用を推進するのが目的であります。

そこで、多度津町において、どのような運用対象、目的、実施方針を設けているか、お伺いいたします。1つ、地元業者区分の定義とは。地元に本社または事業所を置くのが第一条件であります。本町での地域区分についてどのように定義づけされておりますか、お伺いいたします。1つ、建設工事において発注する契約について。建設工事等競争入札参加資格登録業者とは、どのように町が定め選定しているのか、また選定する機関はあるのか、お伺いいたします。1つ、分離分割発注等により、地元企業の受注機会の拡大を図る配慮はどのようにされているのか。1つ、本町の建設工事を受注した業者が、下請業者を選定する場合は、町内業者を優先選定するよう促す行為は

行っているのか。

1つ、町の建設工事を受注した業者は、建設資材等の調達する際、町内産品に対し要請は行っているのか。1つ、平成24年度建設課発注工事実績において、発注件数19件のうち町内業者受注件数わずか5件、全体のうち26.5%であり、請負金額においては、全体1億1,586万3,300円のうち2,139万6,900円となっており、わずか18.5%であります、この状況をどのようにお考えですか、お伺いいたします。1つ、他市町村についての実績、割合はどのような実績となっているのか、あわせてお伺いいたします。1つ、多度津中学改築工事について。今回、多度津中学改築工事において、受注条件としてAランク条件枠を今年4月に改定し、「1500点」から「1000点」に下げ、県内業者また地元業者参入を考慮したと報告されましたが、受注業者に対し下請業者を選定する場合、地元業者を優先して使用する文章はどのようにされたか、お伺いいたします。また、特記仕様書を今回提出されたと議会報告にもありましたが、今回受注業者に対し、下請に関し地元業者の受注状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

2点目の質問は、本町での民間委託事業についてお伺いいたします。

本町では、平成26年度から一般ごみ収集についての業務を民間委託するとなっておりますが、民間委託に伴う契約に際し、多度津町家庭系ごみ収集運搬民間委託実施要綱等が整備され発注されるのが当然であります、本町ではどのようなになっておりますか、下記の点についてお伺いいたします。1つ、ごみ収集方式について、1つ、委託の方式について、1つ、入札参加資格について、1つ、実施期間について。以上、詳細にお答え願います。

また、発注前に公平に事前説明会開催、文章等による情報発信及び情報提供はどのようなになっているのか、地元業者優先を配慮しているのか、あわせてお伺いいたします。

以上、地元企業優先発注についてと民間委託事業についてをお伺いいたしますので、詳しくお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川幸義議員ご質問のうち、地元企業優先発注についてお答えをしてみたいです。

古川議員ご指摘のとおり、町内企業の育成及び地域経済の活性化を図ることは、町行政として大きな務めだと考えております。従来より、町発注工事は、できるだけ町内業者に発注するようにしておりましたが、これからもお一層町内業者の受注拡大のため調査検討を行い、現在の指名基準に改定をいたしました。今回の多度津中学校改築工事につきましても、受注企業には

優先的に町内業者を下請人として選定するよう特記事項を付記して発注を行ったところであります。

なお、防災の観点からも、町内業者のさらなる成長を期待しているところですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には、各担当課長より答弁をまいります。よろしくお願いいたします。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

古川議員ご質問の１点目、地元企業の優先発注についての１番目、地元業者区分の定義についてでございますが、本町の建設工事発注において、入札指名業者の選定については、工種や工事の施工規模にもよりますが、原則、地元本店、支店等を置く業者を優先して発注しております。現在のところ、この地域区分となる定義のものはございません。

次に、建設工事において発注する契約についての１つ目、建設工事等指名競争入札参加資格登録業者とは、隔年に提出をされる入札参加資格審査申請書に基づき、工事の種類及び設計金額等に応じ、多度津町建設工事指名競争入札参加資格基準の規定により、多度津町契約審査委員会にて選定をいたしております。

２つ目の分離分割発注等により受注機会の拡大を図るとの質問については、元来工事の内容、規模等により行ってきたところです。現在の執行体制も鑑みながら、受注機会の拡大については検討をさせていただきたいと思います。

３つ目の建設工事を受注した業者が下請業者を選定する場合の優遇選定を促す行為については、今回の多度津中学校改築工事について特記仕様書に記載をいたしました。今後工事請負契約約款に記載すべく準備をいたしておりますところとす。

また、４つ目の資材についてでございますが、県の場合につきましては、全県対象となることから記載をいたしておりますが、我が町での資材調達についての記述は、資材業者数等の関係から、検討課題とさせていただきます。

次に、５つ目の平成24年度の建設課発注の土木工事入札工事実績における町内業者の受注割合についてでございますが、あくまで契約規則上、設計金額130万円以上での発注工種のうち、町内業者がいない舗装工事を除けば、そのうち６割程度町内業者が受注しているところです。なお、小規模工事、見積もり工事等を含みますと、受注量、受注額は８割程度になると思われま。

６つ目の近隣市町の実績割合でございますが、業者数において当町の二、三倍、受注割合は８割程度で、それも本店業者のみでありました。本町におい

ての本店、支店等を有する業者数は20社足らずで、他市町との比較はならないと考えております。

また、次の多度津中学校改築工事に關し、地元下請の状況についてですが、冒頭で申しましたように、特記仕様書には多度津町内に本店、支店を有するもののうちから優先的に下請負人を選定して契約するよう努めなければならないと記載をいたしております。まだ工事が初期段階でありますので数社程度となっておりますが、今後工事の進捗に応じてふえてくるものと思われま

す。

以上申し上げまして、古川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

おはようございます。

古川議員ご質問2点目、民間委託事業についてお答えいたします。

本年6月の定例会で、平成26年度からのごみ収集の民間委託の進め方についてお示ししましたとおり、現業職場とも協議してきた中、委託内容が決まりましたので、この12月定例会において、多度津町ごみ収集運搬業務委託料として9,000万円の債務負担行為を補正予算にて計上させていただいております。

まず、1点目のごみ収集方式につきましては、島嶼部以外の多度津町内の住民から各集積場に排出された可燃ごみ及び資源ごみの一部をごみ収集計画書に基づいて収集し、可燃ごみについてはクリントピア丸亀に、資源ごみについては多度津町リサイクルプラザもしくは資源ごみ請負回収業者まで搬入を委託します。また、収集車両につきましては、町が有償で貸与する2トンパッカー車2台と4トンパッカー車1台の計3台を使用して収集業務を行ってまいります。

次に、2点目の委託の方式につきましてはと3点目の入札参加資格についてですが、古川議員がおっしゃる実施要綱のかわりに、業務委託内容の仕様書、指名競争入札業者選定基準書を作成し、入札参加資格に該当する業者を選定した上で、多度津町契約審査委員会にて審査し、指名競争入札を行ってまいります。

入札参加資格としましては、1、受託者みずからが受託業務を行うこと、2、多度津町内に本社もしくは事務所を有すること、3、多度津町内で一般廃棄物または産業廃棄物の収集運搬の許可を有し、収集運搬業務に関して2年以上の経験があること、4、多度津町に入札参加指名願を提出していること等と考えております。

4点目の実施期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年の委託契約と考えております。

最後に、発注前の情報提供等につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公開に関する要綱に基づいて行ってまいりたいと考えております。また、入札参加資格のところでも申しましたとおり、多度津町内の業者を対象として入札を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、古川議員への答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で古川議員の一般質問に対する答弁は、町長ほか各担当課長からありました。古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁、ありがとうございました。

再質問でございます。

まず、1点目の地元企業優先発注についての質問について、町長にお尋ねいたします。

地域の建設業の経営は依然厳しい状況にある中で、建設業が地域の雇用を確保し、災害時の緊急対応等、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしていることから、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、一般競争入札においても町内業者の受注機会の確保に努めること等、入札契約手続においても対策を講じていくものと、他の市町では要綱の中に方針としています。本町でも方針を明記し、掲げるべきではないでしょうか。次に、建設工事発注に対する契約についてですが、工事の工法等、特に特殊な新技術を用いない場合や単純な工事などは、施工面積が大きなこととか、公示価額が高額な場合、工法は単純であるが、資材等の占める割合が高い場合には、地元には本社、本店、事業所を有するものを参加条件とする地域要件の設定はどうでしょうか。

次に、町内業者を優先選定するような促す行為について、答弁に対してですが、大規模で技術的難易度の高い工事や町内業者の単独受注が難しいと考える工事については、町内業者の受注機会を確保し、町内業者を一構成員とした特定建設工事共同企業体による発注を採用してはいかがでしょうか。

それと、課長から答弁がありました建設協会などで共同で対応しておりますが、今現在地元業者の建設工事に参加は、町民が大いに期待しているはずで、それはどのように考えますか。

次に、他市町に対しての実績割合について答弁いただきましたが、他市町においても、近隣市町のように受注機会の確保し、入札手続等における対策は考慮していくのでしょうか。

次に、一般ごみの収集についての業務委託について再質問いたします。

本町では、民間委託を推進し、効率的な行政を実現するためには、公共サー

ビスの提供に競争環境を確保しなければなりません。その上で、業務実施手順や手法、運営上の留意点など、公共サービスの質の維持に欠かせない提携事項のマニュアル化をし、経営期間終了時、業務の引き継ぎを認可する必要がありますが、どのように決めておりますか、質問いたします。

ごみ収集方式と委託方式についての答弁について再質問いたします。

ごみ収集運搬業務委託契約について、権利業務について明記されると思いますが、この業務委託についての権利業務とは、多度津町としてどのようにお考えでしょうか。

それと、入札参加資格について、入札前に業者の能力や実績、受注後住民サービスの低下をさせない業者か調査し判断する必要がありますが、本町ではどのように考えております。

以上、再質問いたします。よろしくご答弁お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員再質問のうち、町内業者の受注確保ということについて答弁をさせていただきます。

今先ほど私の答弁の中にでもお話を申し上げましたが、町内業者というのはどうしても大事にしなければいけない、また成長を促進していかなければいけないと思っております。その中で、今さまざまな、今回の多度津中学校改築工事におきましても特記事項として付記しておりますけれども、今先ほど建設課長のほうから答弁いたしましたように、これからは、そういう特記事項じゃなくて、そういう規約の中に入れていこうと考えております。これも、今検討中であります。

それと、今町内業者の数がだんだんと減ってきております。議員の皆様ご存じのことですけれども、少し前まで公共下水道の多度津町の負債が100億円ありました。ということは、それだけ町が発注しているということです。そして、その当時は、町内業者も幾分潤ってございました。しかしその後、いろいろと民主党のときのコンクリートから人とか、さまざまな国の施策によりまして、だんだんと公共事業が減ってきております。その関係で、多度津町の建設業者の数が減少しているというのは、本当にすごく憂いを感じているところであります。そういう現状の中で、これからは多度津町にある業者を優先的に指名にしましても、参加をしていただこうと思っております。ただ、先ほど建設課長のほうから申し上げましたように、多度津町の中で、その種類によりまして業者がいない業種もあります。そういうところには、やはり町外業者に発注するしかないのではないかなと思っております。

今申しましたような理由で町内業者のみで発注するということを明記するという点に関しては、なかなか難しいところがあると思っております。ま

た、それぞれの発注におきましても、今回の多度津中学校の発注におきましても、分離発注がいかがかというふうな意見もございましたが、今の町の財政状況を鑑みながら、今、一番ベストな方法でやっていこうと思っておりますので、どうかご理解のほど賜りたいと思っております。

環境課長（中野 弘之）

古川議員の再質問についてお答えを申し上げます。

1点目ですけど、実施要綱等を定めて行えということでございますが、今回の業務委託につきまして進めていく中で、本年度においても委託契約を行っております丸亀市のご教授をお願いして書類を作成しております。その中で、丸亀市も実施要綱等は設けていないとのことでございますので、問題はないと考えております。

それと、指名業者の選定につきましては、先ほども申しましたように、指名競争入札業者選定基準書を設けまして、入札参加資格に該当する業者を決めまして、多度津町契約審査委員会にて審査し、指名競争入札を行っていかうと考えておりますので、ご理解賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

古川議員さん、ありますか。

議員（古川 幸義）

まだ詳細についてはお聞きしたいところはございますが、それは委員会等でまた後ほど質問させていただきます。

最後に、要望として申し上げます。

冒頭に申し上げましたが、私たち町民は、多度津町の活性化とは、地元業者が技術的にもまさり、競争力をつけ、受注力が上がり、地元での雇用が創生され、町の税収入が上がる、そんな元気な多度津町を望んでいます。町長がマニフェストで掲げる多度津町を元気にとは、そのような方程式と答えが必要なのではないでしょうか。ぜひ地元企業優先についてよろしく願いいたします。

次に、民間委託事業については、今回は家庭用ごみ収集業務についてですが、民間委託業務については、より効率的な行政を行い、行財政改革を推進する上で必要なことではありますが、推進する上で、反比例して住民サービスが低下するのでは全く意味がないことでもあります。公共サービスの提供の担い手となる民間事業者に対し、公共サービスの維持、引き継ぎ業務等に欠かせない事項などマニュアル化を進めるなどをお願いいたします。

また、公契約に対しても法的拘束能力のある条例等の整備により、想定されるリスク回避を行うことが行政において必要ではないでしょうか。このようなことも、多度津町の危機管理の一環であります。ますます充実することを

要望し、8番 古川幸義の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって8番 古川議員の質問は終わります。

次に12番 渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊美喜子、一般質問をさせていただきます。

1点目は、学校・園施設の耐震化についてであります。

先日、文部科学省が公表した公立学校施設の耐震改修調査によりますと、県内小・中学校の耐震化率は93.7%で、全国平均が88.9%を3年連続で上回っております。また、幼稚園は89.9%であります。県内小・中学校1,092棟のうち、耐震補強の済んでいない施設は69棟で、平成27年度には100%に達する見込みであります。そこで、多度津町の平成24年度末における耐震率は、小・中学校で85%、幼稚園で85.7%となっており、今後は、中学校校舎、体育館の新築、多度津、四箇幼稚園など、耐震補強工事が進むことにより、安心・安全な施設整備ができることは大変に素晴らしいことであります。

しかし、白方小学校一部校舎については、他の校舎に比べ築年数が古く、施設自体の老朽化も目立つことにより、改築により耐震化の確保を図りますと明記されています。児童の安心・安全な学校であるためにも、早急に取り組むべきであり、子供たちの命を守ることは、設置者である町の責務であります。

国においては、施設整備基本方針が改正され、I s 値が0.3未満の校舎、耐力度調査が4500点未満であることが国庫補助事業の対象となっています。

白方小学校の改築による耐震化の確保を緊急に計画していただきたい。子供たちは、多度津町の宝であります。災害時の避難所は小学校で、地域防災の観点からも重要であります。子供たちの命、地域を守ることです。町長のお考えをお聞きします。

2点目は、瀬戸内国際芸術祭 i n 高見島についてであります。

10月5日から11月4日までの秋会期には、来場者が2万4,371人という予想以上の大盛況でした。島民の方からは、島が揺れる、島が沈むのではないかと、かつてない元気をつくり出したと思います。「生まれ育った高見島が芸術祭のおかげでにぎわい、関係者の方々には大変感謝をしている」、「3年後も開催をしてほしい、今回で終わるのはもったいない」、「今後は島でのイベントをしてほしい、多度津町の活性化になるのではないのでしょうか」、「ボランティアの組織があるのなら参加をしたい」、「3年

後開催をするなら、もっと多くの島おこし団体が必要ではないでしょうか」、「島の魅力を引き出したアート作品に感動した」など、多くの皆さんから好評をいただいております。この成功の裏には、多くのご苦勞があったと思います。

それでは、質問をいたします。

特に環境整備に関して、今後どうするのか、3年後の瀬戸芸の実施計画の予定について、ボランティア隊について、町のお考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員の白方小学校の耐震化についての質問にお答えをしてみたいです。

現在、学校施設のうち、白方小学校の教室棟について耐震化が実施されていないことは、議員ご指摘のとおりでございます。今後、10年から15年のうちには、町内全ての学校施設の更新を進めなければならない時期が来ることは明白であります。それ以前に白方小学校に通う児童の安全を確保するための対策を喫緊の課題として取り組む必要があります。改築方法も含めた費用対効果を町全体の財政動向も見きわめる中で、今後議員皆様へのご相談はもちろんのこと、あわせて執行部内でも早急に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

もう一つの質問に対しましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

産業課長（岡 敦憲）

おはようございます。

渡邊議員のご質問のうち、第2点目の瀬戸内国際芸術祭 in 高見島についてお答えいたします。

まず、議員の皆様方には、大変お忙しい中、鑑賞作品の受け付けを行っていただき、深く感謝いたしております。ありがとうございました。

6月議会で、島の方が「よかった」、「元気をもらった」と感じていただければ成功としたいと答弁いたしましたが、先日も島の方々からそういったお言葉をいただき、安堵しているところであります。

さて、まず環境整備の今後についてですが、港入り口の作品「シールーム」のところは、以前花壇であったため、作品の最下部の瓶を残し、周りは再度花壇とすることといたしました。ここにつきましては、さざえ隊の代表である西山市朗さんからの申し出があり、チューリップを植栽していただけたとのことでした。

また、当初の予想以上の方が来島し、予想以上のにぎわいとなった高見島で

すが、それに伴って、数カ所の修理を含む整備が必要な箇所が見られます。
このため、瀬戸内国際芸術祭関連での整備として、3月末までには数カ所整備しようと考えております。

次に、3年後の芸術祭の実施計画予定であります。

今回は、京都精華大学の方々と野村正人さんの作品合わせて12作品と堀川久子さんたちのイベントで島などで盛り上げていただきました。皆さん、当初から高見島に今後ともかかわっていきたいとお思いの中で作品を制作していただいております。先週も、京都精華大学の作家さんと今後の高見島での作家活動をいかに展開、継続していくかについて話し合いを持ちました。皆さん意欲的で、安心したところであります。

先日の県議会経済委員会で、来場者が前回よりも13万人ふえたこと、あるいは県内経済効果が132億円だったことが発表されましたが、答弁の中に、次回も開催することになれば、課題や連携方法などを検証し、より効果的な運営に当たりたいとのコメントが報道されました。町としては、開催参加も視野に入れながら、また次回参加する場合、芸術祭に参加するための負担金、芸術祭をスムーズに開催運営するためのスタッフの賃金、さらなる環境整備費などで今回よりも相当の負担額が予想されることから、この財源をいかにして生み出すかも検証しつつ、今後のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、ボランティア隊についてです。

開幕前の海浜清掃を含む、島の環境整備に携わっていただいた支援協議会、実行委員会の方々、いこいの家における茶がいさんの接待では、渡邊議員の呼びかけで集まっていた、島出身の方を含む、数多くの仲間の方々や仲善教育会の方々、また島の方による個々の家などでのお茶、コーヒー、茶がいさんなどの接待、花壇づくりのためにわざわざ運搬、設置に携わっていただいた笠田高校の先生や生徒たち、花壇整備や道案内を行っていただいたさざえ隊の方など、多くの方に支えられた芸術祭でありました。今後は、これらのボランティアの方々には、それぞれの地域でボランティア活動を継続していただいたらと願っております。

以上、渡邊議員の瀬戸内国際芸術祭への質問について、以上と考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

白方小学校の耐震化につきまして、実は小学校へ行ってまいりました。そして、ずっと見てまいりましたが、はや廊下にひびが入ってるんです。これは、一日も早い、子供たちの命を守る、また地域の皆さんの命を守るということで、本当に考えてもらわなければならないと、私はつくづく。ひびが入っている状況が廊下至るところでございます。改築すべき点は、一日も早くということで願っておりますし、地域の皆さんも、本当に白方がどうしてできんなと、金が要るんな、予算の関係なとかというお話も聞いておりますが、町を挙げて、今先ほど町長さんのご意見の中に、やっていくというようなニュアンスございましたので、それをできるだけ早くしていただきたいなというふうに思っております。一度小学校のほうへ、廊下を見ていただければ、本当に老朽化がひどいなというのは目に見えてわかると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、瀬戸内芸術祭、本当に皆さんお疲れさまでございました。

最初は、島の方からご意見聞いていましたら、静かにしとってつかない、いろんな人が来たら島が本当に大変やから、鍵もかけないかん、不審者がいつ来るかわからん、ごみも捨てられるかわからんという意見等も聞いておりました。それが、瀬戸芸をしたおかげで、マナーがすごく皆さんよかった、そして職員初め、地域のボランティア隊も本当に一生懸命していただいたということで、島の人は感謝しております。しっかりと、島出身である議員さん、皆さんにお礼をおっしゃとってくださいということも聞いております。

それから、瀬戸芸のおかげかもわかりませんが、島の竜王山、登っていく人が大分ふえております。その中で、木が倒れとったり、台風等で道がなかなか上まで行けない、足元が悪い、危険であるという部分でお話を聞いていましたところ、それも早急にしていただいたということで、本当に感謝しております。

それでも、ついでするので、1点、竜王山まで上がるところに、目印、看板等がちょっとないものですから、そういう部分があればということも聞いております。その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

さざえ隊のことも、小川議員さん、村井議員さん、それから私も含め、議長も含めてなんですけども、さざえ隊の活動の中で一緒にさせていただいておりますが、本当に皆さん一生懸命高見島の応援団ということで頑張っております。また、瀬戸芸が終わった後も花壇づくりということで行かれておりますので、この応援団をもっともっとふやしていただければなというふうに思っておりますし、あれから後、二、三人の方がふえております。いい傾向かなというふうに思っております。どうかまた、3年後にはしっかりと私たちも、皆さん、当町を挙げて頑張りたいと思っておりますので、どうかよろし

くお願いいたします。ありがとうございました。

議長（門　　瀧雄）

答弁はよろしいんですか。

議員（渡邊　美喜子）

はい。

議長（門　　瀧雄）

これで12番　渡邊議員さんの質問は終わります。

次に、6番　村岡清邦君。

議員（村岡　清邦）

6番　村岡清邦です。

私は、地球温暖化の現状を伝える事業の活用について、このことについてご質問をさせていただきます。

12月に入りますと、一年、早いですねと声をかけたり、かけられたりの毎日となります。また、人それぞれありますが、一年を振り返ることから始まります。

ことしは異常気象が多発した年だったかな、私自身振り返るものです。夏は雨がなく、高温が続き、他県では台風による局地的な豪雨もあり、被害をこうむった地域もありまして、亡くなられた方、あるいは被害を受けられた方にご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

ことし秋は、大げさに言えば、1週間に2度雨が降る天候で、農作業にも随分と影響を及ぼすこととなったと思っております。異常気象という言葉が出ると、地球温暖化という言葉が浮かんできます。温暖化、即異常気象と結びつけてしまうことはできませんが、一つの現象と言えらると思います。気温の上昇によって考えられる影響は、海面が上昇する、水資源への被害、経済への影響、食糧生産への被害、健康への被害、生態系の移動がついていけず被害を受けるなど、いろいろなことが考えられます。これまでも、国は、国際会議などさまざまなところで温暖化対策について積極的にその取り組みを進めてきたことについては、ご承知のことと思います。国は、今平成25年に取りまとめる予定の中・長期の温暖化対策具体的方針、政府温暖化対策計画に基づき気温上昇を2度C以内にとどめるため、2050年に世界半減、我が国として80%削減という世界で共有する長期目標を実現するための対策を本格的に開始する重要な年といたしております。中・長期的な削減に向け、地球温暖化対策への理解の醸成とともに、計画の周知が必要なことから、国民が地球温暖化によって社会に生ずる悪影響をリアリティをもって感知、理解することが重要と考え、新たに人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、温暖化懐疑論に説得力を持って反論できるよう、最新の科学的知

見を用いた分析をもとに、国民が信頼の置ける温暖化影響に関する情報を提供することを目指しております。その事業として、国は、1つ、地球温暖化を伝えるプログラム事業として、ふだんから多数に接触し教える機会の多い方（伝道者）を募集し、必要な知識をインプットした上で、環境省が用意する国民に対する理解と醸成のための各種資料を活用しながら、機会があるごとにメディアや地域セミナーなどの、国民に身近な場面で温暖化に関する情報を発信し、地球温暖化への理解の伝達を図ること、2つ目に、温暖化影響及び国民への情報発信事業としては、関係省庁と連携しつつ、平成25年度から順次公表されるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書などの最新の科学的知見に基づき、かつ日本付近について、より詳細な気候変動予測シナリオの作成を行うことで、温暖化とその影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする基盤的情報を整備する。さらに、それを利用して、また公開シンポジウムや国際会議の開催などにより、広報、普及活動を幅広く展開することで、国民に対して、より温暖化影響を写實的資料により理解することを促し、普及啓発の効果を飛躍的に向上させるとしています。この事業は、地球温暖化による影響の現状を伝えるため、ふだんから多数に接し教える機会の多い方（伝道者）を募集すること、必要な知識をインプットした上で、環境省の用意する国民の理解醸成のための各種資料を活用し、メディアや地域セミナー等の国民に身近な場面での温暖化に関する情報を発信していく取り組みのようです。

そこで、お尋ねいたします。

人から人へ温暖化の現状を伝えること、低炭素社会の構築に向けた行動の実行を促す、地域での講演など、温暖化の影響の現状を伝える活動をするため、国の推進している地球温暖化を伝えるプログラム事業の活用をすることはできないでしょうか。よろしく願いをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員のご質問にお答えをしてみたいです。

近年は、大規模な気候変動が起こっております。赤道付近での海水温度の異常なまでの高温化、それによる台風の発生数の増加、ゲリラ豪雨の多発化、真夏日の増加と最高気温の記録の塗りかえ、竜巻などの突風の多発化等、私たちの生活における悪影響が多くなりました。

町行政といたしましても、町民の生命を守り、安心・安全対策は欠かすことができません。これらの現象は、地球温暖化のメカニズムや情報の発信など、日本だけではなく、国際社会が結束して温暖化対策に当たっていくことが必要であり、早い時期での国際的な取り決めが必須だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、担当課長より答弁してまいります。

すので、よろしくお願いをいたします。

環境課長（中野 弘之）

村岡議員の質問の地球温暖化の現状を伝える事業の活用についてをお答えいたします。

議員ご質問の地球温暖化を伝えるプログラム事業や地球温暖化影響及び国民への情報発信事業は、ふだんから多数の人に接する者、教える機会の多い者、例えば大学教授や気象予報士等、専門的知見に基づく者を想定しており、情報発信については、官公庁の者では専門的知識に欠けるため、メディア会社や広告会社等の民間へ委託、請負することで推進しております。

以上により、環境省に確認したところ、国の直轄事業のため、町が活用することはできないとのことでした。しかし、多度津町として地球温暖化対策を実行しないということにはなりません。町は、平成16年度から地球温暖化対策実行計画を策定しており、今年度は第2次計画の最終年度になります。そのため、総括をしておりますが、順調に目標を達成しながら、温室効果ガスの減少が認められております。この結果を町民に向けて発信していくことで、質問にもありました、低炭素社会の構築に向けた行動の実行を促すことができるのではないかと考えております。

ほかにも、住宅用太陽光発電システム設置事業を、同じく平成16年度から開始しており、平成25年11月末現在で、累計280基となっており、町民の低炭素社会への関心の高さがうかがわれます。さらに、平成25年度から県事業で緑のカーテンコンテストを開始しており、環境課でも緑のカーテンを作成することで町民への啓発活動を行ってまいります。

また、人から人へ温暖化の現状を伝えることについては、香川県地球温暖化防止活動推進員を多度津町でも選任しており、推進員を通じて強化していくことを考えておりますので、まことに簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます、村岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

本町は、事業としては、環境のまち宣言もしながら、こうした低炭素社会に向けた取り組みを職員の中ではISOの取り組みの中でも進めてきて、そのことを十分に活用されておるということについては、深く敬意を表したいと思います。そのことを住民の皆さんに広報していく、このことも大切でなかったのかなと。それから、いま一つ、国は、この事業を平成25年から取り組

み、それらの資料を取りまとめて、目に見える資料として伝道者には提供をするわけですが、そうした資料がもし手に入るようであれば、そんな資料も活用をしながら、多度津町の住民の方々に温暖化の現状を伝える行動をしていく、このことはできるのではないかなというふうに思っておりますので、これは要望でございますが、今後ともこうしたことに注意を払いながら取り組みを進めていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

議長（門 瀧雄）

要望でよろしいですね。

これをもって6番 村岡議員の質問は終わりました。

ここで暫時15分間休憩いたします。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時21分

議長（門 瀧雄）

それでは、引き続き開会いたします。

7番 小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。

7番 小川保です。

大枠で2点の項目、1点目は空き家対策について、2点目は瀬戸内国際芸術祭について質問いたします。

まず、空き家対策について。

本件について、先日11月19日地元新聞の記事に掲載されておりましたが、以下その記事の冒頭を紹介いたします。昨年7月、県内市町で初めて空き家等適正管理条例を施行した多度津町には、これまでに計25戸の危険な空き家に関する情報が住民から寄せられております。高台にある家が崩れてこないか心配だ、台風の時隣家の瓦が飛ばされて危ない、庭木が伸び放題で、電線にひっかかっている、町はこのうち21戸の所有者に対し改善するよう助言、指導を行った云々というふうにあります。

これは、皆さんご承知の、2011年夏の住宅倒壊事件からの一連の流れの話です。住民の皆様は、恐らく、ああ、あの事件かなど思い出されたかと存じます。改めて記事が出された理由は、私ども多度津町だけにかかわらず、ふえ続ける空き家が地域の深刻な課題として浮上していることです。県内で、空き家条例を真っ先に制定し、助言、指導を行うなど、次第に成果を出してい

る多度津町、私は、町が他の市町に先駆けて条例を制定し、効果的に運用していることは、高く評価してよろしいかと思います。

総務省の平成20年の調査では、全国に空き家は757万戸あります。これは、総住宅数の約13%に相当しております。県内の空き家は7万1,400戸あり、空き家率は約16%、これは5年前の調査から倍近くにふえております。人口減少などにより、今後もふえ続ける見通しであることから、有効な対策が急務だと感じております。

自民党の空き家対策推進議員連盟は、全国にふえ続ける空き家の解消を促すため、家屋を自主的に撤去した所有者に対し、固定資産税の軽減措置並びに自治体による立入調査権を盛り込んだ、特別措置法案を党内で取りまとめ中であります。来年初頭の通常国会に提出する予定だと伺っております。この法案は、適正管理という点においては、確かに評価できるかと思います。しかし、もう少し踏み込んでみれば、より効果的になるのではないかと考えます。既存の法律は、土地の上に住宅を建てると税を軽減しましょう、200平方メートル以下の小規模用地の上に居住用の建物を建てると土地の課税評価額を本来の価格の6分の1に下げる、200平方メートルを超える用地は3分の1に下げる。つまり、本来その土地に貸すべき固定資産税を6分の1もしくは3分の1に減額するという税の優遇措置を設定したものであります。そもそも、軽減、優遇しましょうといった、この法律の理念、これを考えてみますと、かつての住宅事情も関係しつつ、住宅造成し、地域のにぎわいづくりを促進する。土地に課する税を優遇して、もっと効果的なまちづくりを行い、ひいては有効な税収を期待したものでなかったかと、私は想像いたします。人が住む、その本来の用途が放棄されれば、おのずと税の優遇措置は解除されるのではともうかがえましょう。実は、その観点から要綱を設定し、運用している自治体がございます。新潟県見附市は、固定資産税の軽減措置を解除することによって、所有者による自発的な取り組みを促す施策を行っております。見附市は、その要綱の中で、実態調査により適正な管理が行われていないと判定した空き家を「老朽危険空き家」と認定する制度を設けております。この認定により、軽減措置の適用を解除するものとしております。ただし、別に指定した特例により、適用解除が2年間猶予されると、こういうこともあります。

さて、ここで質問です。

自民党空き家対策議連が提出予定の法案の内容、町は、空き家をふやさないようにするためにどのような対策をとればよいのか、空き家のもたらし問題、空き家が増加する要因、空き家の撤去が進まない原因、これなどを踏まえてお答えいただけたらと存じます。

次に、瀬戸内国際芸術祭についてお伺いします。

本年6月の一般質問において、私は高見島瀬戸芸について、せめて多度津町の世帯数ぐらいが来てくれると、まずは成功ではないだろうかと申し上げました。つまり、1万人余りほどが来ていただければと申し上げました。それに対し、産業課岡課長は、1回の乗船可能な人数と便数などから積算をして、2万人は超えて、来ていただきたい、来られるんじゃないかとの回答でした。おっしゃるとおり、県の集計では2万4,371人の方々が高見島に訪れたということでありました。申しわけございません、私の浅薄さでありまして。でも、大いによい誤算であったかと思います。

事前の大方の予想以上に、大盛況の結果を残した高見島秋編、「すばらしい作品であった」、「高見島から見える瀬戸内海の風景は格別であった」、「また来たい」など、お褒めの言葉をいただきました。町内のいろいろな方々にボランティアとして参画いただき、とりわけその盛り上げに大いに寄与したと評判のさざえ隊、瀬戸芸高見島ボランティア隊として本年1月に結成されました。多数の方々が訪れるであろう大舞台で、温かいおもてなしで歓迎しようのモットーで結成されましたが、最初はお金もなく、各人の自腹で船賃や花の苗を負担するなど厳しい船出でしたが、資金づくりにと、かわいいグッズをつくり始め、それを活動の助けにと、心ある方々に買っていただきました。また、あるときは、心ある議員さんの船に乗せていただいたりと、大きな熱い活動に発展していきました。まずは、荒れた港付近の花壇づくり、花づくり、山道の灌木、竹などの伐採、道づくりからと、辛抱強く続け、開期中は、坂道用のつえをつくり提供したり、島案内、お接待、明るい声かけなどなど、私もさざえ隊の一員ではありましたが、少しのお手伝いにしかすぎず、皆さんの活躍には本当に頭が下がりました。「風景がごちそう」、「お接待に感謝、香川が大好き」、来場された皆さんに書いていただいた、西山市朗氏宅でのメッセージノートには、たくさんの感謝の言葉がつづられておりました。少し読んでみましょう。このノートなんですけれどもね、これには世界各国から来られています。アメリカはもちろん、ドイツ、それから香港、韓国、もちろん国内各地からたくさん来られています。

ドイツからは、お礼の手紙として、

「Viele schöne Grüße aus Deutschland.

Es war sehr interessant die Insel und die Kunst zu entdecken.

Viele Danke für die Gastfreundschaft!

Die Insel wurde schön Liebe Grüß aus Deutschland.」

「ドイツより敬意を表します。

島とアートに出会ったことは大変興味があります。

おもてなしをしていただきありがとうございました。

この島はすばらしい、ドイツより敬意を表します。」

というふうな手紙、あるいは記帳がたくさんあります。これは、世界各国から高見島に来られたということです。これはすばらしいことだと、僕は感動しております。また、新潟県からは、県の広報課長が、高見島の評判を聞いて、出張で視察に来られたということです。など、たくさんの方々です。仲間たちと喜んでおります。しかし、今後のためにも、きちんとした総括は大切です。

さて、町として、来場者数、来場者の評価、島の人々の声、かかった経費、運営の問題などを含め、この芸術祭を総括していただきたい。また、この貴重な経験を生かして、本町のにぎわいづくりに取り組んでいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

以上、大枠で2点につき質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、瀬戸内国際芸術祭についてお答えをしております。

本議会冒頭挨拶でもお礼を申し上げましたが、議員皆様のご支援とご協力には心から感謝し、御礼を申し上げます。

瀬戸芸が終了した後、感じたことは、ただ感謝、感謝です。予想以上に多くの来場者を迎え入れることができましたことに感謝申し上げます。町内の各団体に加入していただいて、立ち上げた実行委員会と支援協議会の皆様のご支援と献身的なボランティア活動に感謝申し上げます。何より、35名ほどの在住島民の方々がよかったと大いに喜んでいただいたこと、対話集会の席で感激いたしました。今後は、高見島を新たな観光資源の目玉として活用していきたいと考えています。すばらしいアート作品を制作、展示していただいた京都精華大学の教授や学生の皆さんとも、できたら、まちおこし等に係る連携協定を結び、高見島を文化交流とアートの島として活性化していきたいと考えております。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

小川議員のご質問のうち、第2点目の瀬戸内国際芸術祭についてお答え申し上げます。

まず、来場者数ですが、県の調べでは、延べで2万4,371名となっております。この数字は、多度津高見間のフェリー乗船人数、本島もしくは栗島から

の乗船人数、チャーター便などで直接来場した人のうち、人数把握基準建物でカウントされた人数であります。単純に言えば、1日平均786名が来島しております。実際には、1日に2,150人もの方が訪れた10月13日を筆頭に、土日、祝祭日にはフェリーを増便しなければならないという状態でありました。

次に、来場者の評価ですが、高見島への評価については、アンケート調査はいたしておりませんが、開催中に声かけをする中では、「坂ばかりでとてもしんどかった」との意見もお聞きしましたが、「作品が集中して、コンパクトにまとまっている」、「自転車を無料で貸し出していたのでびっくりした、よかった」、「つえがあって助かった」、「多くの旗で出迎えてくれたので、島に着く前からわくわくした、作品もよかった」など、多くの人に喜んでもらえたと感じております。島の人たちからは、「開催は秋開催でよかった、終わってみると31日間は短かったような気がする」、「来場者のマナーはよかった」、「多くの人に来てもらい、いろんな人と話すことができた、高見島が芸術祭に参加して本当によかった」、「芸術祭開催によって島民の意識が変わったように思える」、「本島、高見島、栗島を横の航路で結んで開催したのがよかった、お客さんも喜んでいたと思う」、「今回の開催決定時に話したが、高齢化が進んでおり、島民が作品制作等に協力できないこともあるが、次回の開催時も島民への負担を少なくして開催してもらいたい」など、声を伺いました。

運営の問題といたしましては、芸術祭の運営方法について、先が見えないまま準備が始まったことが問題として第1点。参加決定直後から、作家さんとの調整として、作品を島で制作するのか、あるいは大学で制作するのか、作品をどこに展示するのか、家主さんや地主さんとの契約を含む調整は誰が行うのか、いつごろから制作し、その宿泊施設はなど、また島の方との調整としては、どの部分で協力していただけるか、草刈りなどを含む環境整備はどのようにするのかなどがありました。

また、作家さんのほとんどが京都から来られる上に、平日は授業があり、来島は基本土曜日、日曜日となります。電話あるいはメールなどでは話が折り合わないことも多々あり、作家さんが来島する折には、私が島へ出向き、調整を行ってまいりました。本年3月からは、作家活動が本格化する中、毎週のように島に出向き、作品の制作に支障とならないよう、島で泊まって打ち合わせをするという生活を進めてまいりました。結果、多くの職員が作家活動の掌握、あるいは島の方との深いコミュニケーションがとれないまま事業が進められた。これが、問題の一つと反省しております。

第2点目としては、第1回目、2010年に参加した市町は、その反省から、実

行委員会を立ち上げる時期も早く、また実行委員会がすべく事柄もまとめており、それが第1回目の本町ではなされなかったということが問題の2点目です。

第3点目は、6月議会でも申しましたように、本事業が本町主体でないことから、県実行委員会との調整のもと実施しなければならない。そのための時間が早々に持てなかったと反省しております。

4点目につきましては、産業課商工観光担当の業務として始まりました。芸術祭成功のためには、独立した推進室が必要であることを痛感いたしております。

5点目は、みずからのPR不足が上げられます。ポスターの作成の時期が、秋開催の3島で一番遅かったと記憶しております。参加が決定した場合は、できるだけ早いPRが必要と痛切に感じました。今回それを補っていただいたのが、各種報道機関でありました。秋開催直前と直後に、テレビ、ラジオ、新聞等で特集を組んでいただいたおかげで、開幕から2週目の3連休には、1日当たり来場者が2,000人を超えるという盛況になったことに感謝をいたしております。

次に、かかった経費であります。概算ではございますが、実行委員会では、町からの負担金、皆様方からのご寄附いただいた合計約610万円、また町費といたしましては、昨年度の県への負担金、あるいは緊急雇用対策事業としての人件費等を含め、また実行委員会への委託金などを除いた約2,500万円、合わせて3,110万円となっております。何よりも、島の方々や来場者の方からもよかったと言っていたいただき、成功であったと実感いたしております。

また、成功の影には、来場者の往来を臨時便あるいは付け舟などで増便していただいた三洋汽船さん、備讃フェリーさん、虹観光さんの協力なしには、なし得なかったと感謝しております。

また、ご質問の、この貴重な経験を生かして本町のにぎわいづくりに取り組んでいただきたいとのことですが、先ほども申しましたように、先日京都に出向き、これを機会に京都精華大学との縁を深めて、作家さんたちと継続したお付き合いができないか、またアートで多度津町のにぎわいづくりができないか等話してきたところです。好感触を得てます。

以上、小川議員の瀬戸内国際芸術祭開催に向けての取り組みについて、以上のように考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の空き家対策についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます

す。

まず、空き家対策推進議員連盟が提出しようとしている法案につきましては、新聞などの報道によりますと、1つ、空き家問題が全国規模で深刻化しており、国として基本的な方針を示すことが必要である。2つ目が、市町村に税務情報も含めた実態調査を促し、立入調査権を法的に付与する。3つ目が、放置すれば著しく危険なケースを特定空き家に指定し、所有者に対し、危険除去や修繕を命令できる。従わない場合は、行政代執行を実施する。4つ目として、空き家を更地化した場合の固定資産税の軽減措置を講じる。5つ目が、空き家の有効利用に向け、有識者らで構成する協議会を設置するなどがポイントとなっているそうです。

次に、空き家をふやさないようにするためにはどのような対策をでございますが、空き家のもたらす問題につきましては、国土交通省が実施したアンケートによりますと、治安の低下や犯罪の発生、安全性の低下、雑草繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などが上げられています。

空き家が増加する原因、空き家の撤去が進まない原因でございますが、複数の原因が考えられ、1番目は、議員ご指摘のとおり、建物を壊して更地にすると固定資産税が6倍に上がるといった税金の問題、2番目は、所有者の高齢化により、次の利用方法が決まらないうとコストをかけにくいといった資金の問題、3番目は、土地の持ち主と建物の持ち主が違いうと、意見がまとまらないといった権利の問題、4番目は、複数の親族が相続した場合、処分方法をめぐり意見がまとまらないといった相続の問題、5番目は、地価の下落が続いており、売りたい値段で売れないといった地価の問題、最後に6番目として、所有者が亡くなって親族が相続したのに、書類を書きかえていないといった登記の問題などが考えられます。

また、それらにも増して、自宅に対する愛着や他人が住むことに対する抵抗感があったり、仏壇などの家財道具がそのままになっていたりして、不動産の流動化が進まないことも、空き家が増加している原因、撤去が進まない原因と考えられています。

加えて、別な要因といたしまして、1950年代に始まった住宅建設ラッシュは、60年代後半には初めて住宅総数が世帯数を追い越し、人口の減少と世帯数の伸びの鈍化した現在でも、住宅建設は続いており、そのため供給過剰となり、若い世帯は新しい住居を好むことも相まって、古い家が余り始めたということも指摘されています。

ところで、昨年制定されました多度津町空き家等適正管理条例でございますが、情報提供のあった家屋のうち、11月末までに調査から1年を経過した家

屋は15軒で、そのうち2軒が更地となっております。残り5軒で伐採などの処理の形跡があり、7軒は未実施、1軒は空き家ではございませんでした。

以上のようなことから、多度津町としては、今後も所有者の方に適正に管理していただくよう助言、指導し、また国の施策や支援制度を注視すると同時に、県や近隣市町と協力しながら、息の長い対応を根気よく続けていくことが必要なのではないかと考えております。

以上で小川議員の空き家対策についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問があれば。

議員（小川 保）

大変ご丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

空き家の対策については、やっぱり今の町条例、これを制定しておりますから、きちんと遵守して施行していただくと、こういうお願いがございます。そして、国会で特別措置法案、これが通過したときには、またそれをいろいろ改定をしていただき、あるいは要綱をつくったり、運用をしていただきたいと、そういうふうに考えております。やはり行政が住民に対してきちっとした姿勢を見せるということが、空き家について少しでも解決になれば、そういうふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

ここで、空き家の分について1つ提案がございますが、来年度から始まる第2次行政改革大綱にこれを少し組み込んでいただいて、空き家の問題としてね、大きなテーマでなかろうかと思っております。その中で、恐らくロードマップの一つとして上げられるんじゃないかというふうに感じておりますので、この点についてお考えをお示しいただいたらと思います、空き家については、そういう。

次に、瀬戸内国際芸術祭です。これ、今岡課長のほうから詳細なご回答をいただいております。大変よく総括できておるなというふうに思っております。

そんな中で、次にどうすればいいのかということだろうと思います。まず、さざえ隊との活動、これをタイアップしていただきたいというお願いがございます。さざえ隊のメンバー20名余り、今30名近くになっております、皆さんやる気十分です。先ほど、渡邊議員さんからご質問ありましたが、本当に皆さんやる気十分ですので、ぜひ一緒にやりたいなと考えております。このこともお願いをしていきたいと思っております。

いろいろ質問をしておきたいのですけれども、時間の都合がありますので、まずはそのことについてお願いをし、空き家については少しご回答を願いたいというふうに思っております。お願いします。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の空き家対策についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

今盛んに言われているのが、協働のまちづくり、つまり住民と行政の協働であります。よく、行政は何ができるのかとか、どんな町にしようとしているのかとか、住民の方から聞かれると思いますが、まちづくりはそれだけでは十分とは言えません。住民の方がみずからの意思で自治会活動を熱心にしてくれること、近所の川や神社を清掃してくれたり、災害に対して準備をしてくれること、隣近所と楽しくつき合い、ルールやマナーを守って、生き生きと生活してくれることが、この間の瀬戸内国際芸術祭でかいま見れたように、これこそがまちづくりのもう一つの柱なのではないかと考えます。

住民の方が、住んでいる町の様子を注意して観察し、危険がありそうな空き家を何か問題が起こる前に行政に連絡するといった、空き家等適正管理条例のシステムは、住民の方と行政が手を組んだまちづくり、協働のまちづくりの一環と言えるのではないのでしょうか。その意味においても、議員ご指摘のとおり、第2次行政改革大綱や大綱に基づく第2次行政改革実施計画、それらの中で検討すべき課題であると思っておりますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で小川議員の空き家対策についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

小川議員さん、ありますか。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

行政が土台をつくって、住民がその上に花を咲かせる、こういうお互いの連携、これが非常に大事かなと思っております。行政が何をしてくれるのかということじゃなくて、住民が自治活動、こういう自治会の活動とか、それから地区の神社のお守りをするとか、そういったコミュニケーションですね、これをとりながらやっていくと。そうすれば、すばらしい町ができるんじゃないかというふうに僕は考えておりますので、ぜひ一緒にやりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（門 瀧雄）

これをもって7番 小川議員の質問は終わります。

次に、3番 金井浩三君。

議員（金井 浩三）

一般質問、3番 金井浩三、大きく2点について質問させていただきます。

まず、1点目は、地籍調査についてであります。

6月議会でも質問しましたが、新年度予算の編成作業中だと伺っているので、改めて質問申し上げます。

地籍調査は、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、土地取引やまちづくり計画をするときに役立つ重要な事業であります。そして、費用は国が2分の1、残り2分の1は県と町が半分ずつ、さらに町が負担する経費の80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には5%の負担で実施することができます。地籍調査をできるだけ早くすることは、多度津町にとっても大変メリットがあります。地目変更が行われていないことが発見できること、また実測で正確な面積がわかることから、固定資産税に反映され、税収がアップすると思います。6月議会の答弁では、今年度で4年目となるが、1地区3年の1巡行程、1年目は準備、地元説明会、1筆調査、2年目では地籍簿作成、公告縦覧、修正、3年目においては、認証、承認申請、登記所送付ということで、毎年新しく小字単位の地区を追加しながら実施しています。当初の国への計画では、平成22年から平成48年度までの計画で、3班及び4班体制での実施計画であったが、現時点の調査班体制は1班体制である。この体制では50年以上の年数が必要かもしれません。今後、町として、おおむね6次国土調査までの10カ年を一区切りとし、次期作業工程の課題等を協議したいという答弁でありました。

50年以上もかかるようでは、余りにも気が長過ぎると思うのですが、現在の1班体制を3班体制、4班体制で実施してはどうかと思いますが、町の考えを改めて伺い申し上げます。

質問の2点目は、水道事業の広域化であります。

水道事業の広域化については、県と市町で構成する香川県水道広域化協議会で協議、検討が進められています。水道事業者である各市町は、浄水場や水道管の施設の老朽化に対応するための多額の財源、水道事業を適切に遂行するための人材育成など、多くの課題を抱えており、それを解決するためには、水道事業者を統合し、県内全域を対象とした県内1水道化を図ることが望ましいと言われております。

多度津町でも、浄水場や水道管の施設の老朽化が進んでおり、今後の改修費用は相当の額に上がることが予想されます。また、平瀬浄水場は比較的新し

い施設であります。膜処理方法を採用した非常に効果な施設であること、ランニングコストが非常に高いことから、水道料金が高い原因だと言う人もおります。

今後、人口が少しずつ減少し、給水量、給水収益ともに減少していくことを考えると、町単独で水道事業を維持していこうとすると、水道料金は相当高くなることを覚悟しなければならないと思います。町民の皆様に安全な水を安定かつ安価に供給していくためにも、水道事業の広域化は避けて通れない課題であると思うが、どのように考えているのか。また、香川県水道広域化協議会において、これまでどのようなことが議論されてきたのか、その検討状況をご報告をお願いします。

以上、2点について、わかりやすく丁寧なご答弁よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員のご質問のうち、水道事業の広域化についてお答えをさせていただきます。

県が水道事業の一元化に向けて動き出しておりますが、現在のところ具体的な事柄で決定していることはありません。

議員ご指摘のとおり、多度津町の水道施設は老朽化が進んでおり、今後の改修には多額の費用がかかることが予想されております。町単独事業の改修工事になると、水道料金の値上げにもはね返ってきて、住民サービスの低下につながる懸念がありますし、町財政にも大きな負担がのしかかってまいります。このような考えの中で、町民皆様に安全な水を安定的に供給していくためには、県主導の水道一元化に向けての取り組みを考慮したほうがいいのではないかと考えております。今後の推移を見守っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、そのほかのご質問には、各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

上下水道課長（河田 数明）

金井議員ご質問のうち、水道事業の広域化について答弁をさせていただきます。

議員におかれましては、日ごろより何かと上下水道事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、議員ご指摘のとおり、浄水場や水道施設の老朽化が進み、施設の更新には多額の費用がかかることは、本町に限らず、県内の水道事業体が抱えている共通の課題であることから、水道事業広域化の検討が始まったものでございます。

平成23年度より、香川県水道広域化協議会で協議が行われ、本年度から広域水道事業体検討協議会が立ち上げられたことから、本町は当協議会に参画の

意思を示しました。各市からの派遣職員を含めた事務局により、水道事業体の現状確認が行われ、現在までに協議会内の組織である総務・業務合同部会が3回、幹事会が1回開催され、業務運営、施設整備、財政、水道料金、費用負担などの基本的事項の検討資料の作成を進めているところでございます。

今後、作成された資料をもとに、検討協議会などで調整及び検討を重ね、基本的事項に係る方針を取りまとめ、これをもとに広域化に対する県及び各市町の判断が行われることとなります。

しかしながら、当初今年度中に基本的事項に係る方針が取りまとめられる予定でありましたが、現在の進捗状況から考えますと、難しいのではないかと考えられます。協議会でまとめられた資料が整い次第、委員会などで報告をさせていただき、議員各位のご意見をいただいた上で、広域化に対する判断をしていかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

金井議員ご質問の1点目、地籍調査についてでございますが、6月議会におきまして第6次国土調査事業、これは平成22年から平成31年の10年間を一区切りとして作業工程の課題等を協議いたしたいと答弁してきたところでございます。今年度は、通常二、三の小字単位で進めておりましたけれども、県からの追加補正もあったことで、小規模体制ながら、南鴨及び葛原地区を含めて、6小字地区を現在実施しております、今月20日過ぎまで1筆地の調査に現在取り組んでおるところでございます。

議員ご指摘のとおり、現在の体制では、当初に計画をいたしておりました平成48年までの業務完了は難しいと考えておりますので、今後業務の早期推進のため、町長公室と人事担当との協議もしながら、調査業務の拡充やスタッフ等の育成など検討してまいりたいと思っております。

今年に入り、調査地区の方々からは、これで安心した、すっきりした、安心して相続ができるといったような声をいただくことが多くなりました。今後とも、地籍調査に関しご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありました。金井議員、再質問があればお受けいたします。

議員（金井 浩三）

質問でもありませんが、地籍調査につきましては、重要事項だと思っ

すので、どうか着実に実行していってください。

また、水道事業の広域化については、健全な財政を維持するためにも、今後とも十分検討していってください。

以上、要望です。ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって3番 金井議員の質問を終わります。

次に、4番 村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番 村井保夫、質問は2つあります。

質問の1点目は、資源ごみの問題であります。

3月議会でも、資源ごみの持ち去り禁止条例の制定に関する質問をしましたが、その後の検討状況についてお聞きします。

また、3月議会の答弁では、平成24年4月より高松市、丸亀市に次いで、県下で3番目に資源ごみの持ち去りを防止するために、多度津町は資源ごみ持ち去り要綱を施行して、住民の方に啓発をした結果、朝出しや倉庫内に保管してある自治会での持ち去りは減少しましたが、いまだに前日から出している、集積場においては、古紙などが持ち去られる事案があります。答弁では、費用対効果を考えると、現時点では難しいとのことでした。しかし、古紙などの価格高騰を背景として、自治体やその指定業者以外の者が資源ごみを持ち去り、自治体及び各自治会の分配金の配分金にも影響を与えることを許してもいいものかと思われませんが、いかがでしょうか。

また、先ほども述べましたが、多度津町には資源ごみ持ち去り要綱がありますが、その中で第4条で町長の責務として、町長は資源ごみ集積場から資源ごみの持ち去り防止に努めるものとあります。また、第6条では、町長は第4条の情報提供を受けたときは、現地調査を行うものとする。そして、第7条では、町長は前条の調査により資源ごみを持ち去った者に対し必要な処置を行うものとする。この必要処置とはどのような処置でしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

また、町としては、要綱から条例への変更を考えているのか、お聞かせください。

2点目は、公共施設及び白方小学校の耐震化についてであります。

いつ起こるかわからない巨大地震に備え、ハード、ソフトの両面から防災対策を推進していかなければならないと思いますが、ハード面での対策についてお伺いいたします。

また、町内の公共施設の耐震化率は、県内市町の中でも悪いほうだと聞いていますが、厳しい財政事情の中でも、この耐震化を計画的に進めていかなければ

ればならないと思います。中学校と消防は、平成27年度までに完成しますが、その他の施設はどうなるのか。また、いつごろから取りかかっていくのか、公表おくれの中、特に将来の多度津を担っていくであろう子供たちが通う白方小学校の耐震化をどうするのか、まずは現在耐震化されてない教室で授業を受けている生徒、またその親御さんの不安を取り除くためにも、まず防災無線を取りつけるなど、早期に情報が入手可能な状況にさせていただき、その中で早期の解決及び結果報告をお願いいたします。

以上です。終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の資源ごみの問題についての質問にお答えをしましてまいります。

昨年の4月より、多度津町資源ごみ持ち去り防止要綱を制定してから1年8カ月になりますが、住民から資源ごみが持ち去られて困るとの苦情また情報提供はほとんどございませんでした。しかしながら、資源ごみの回収量を平成23年度と平成24年度とを比較してみますと、古紙類につきましては「780トン」から「740トン」、40トンほどの減少となっておりますが、ほかのアルミ缶、鉄類、ペットボトル等は増加しており、全体の収入金額は「1,017万円」から「1,103万円」の86万円の増収となっております。全ての種類の資源ごみが持ち去られているのではなく、新聞や雑誌等の持ち去りやすいものが対象となっているように思われ、憂慮しているところではあります。

また、持ち去りは夜中に行われていると考えられるため、いま一度職員において前日から出している集積場の見回りを行い、出している自治会に対して、収集日当日の朝出し及び出せない場合は、学校関係の廃品回収に協力していただく等の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、住民からの持ち去り情報等があり、持ち去った者を特定できる情報であれば、町法務監と協議し、警察等の協力を得て特定できた場合は、罰則規定はありませんが、口頭厳重注意となると考えております。

町としては、条例への変更ではなくて、当分の間要綱の中で、なるべく持ち去られない対応としまして、収集日当日の朝出しの周知に努め、どれだけの効果があるか見きわめてから考えてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、村井 保夫議員への答弁とさせていただきます。

また、そのほかの質問に対しましては、担当課長より答弁をしましてまいります。

教育長（田尾 勝）

村井議員の白方小学校の耐震化についてのご質問にお答えします。

現在、学校施設の耐震化率は、幼稚園が85.7%、小・中学校が85%であります。これに、25年度中に多度津幼稚園、26年度に四箇幼稚園の耐震工事が完了すれば、幼稚園の耐震化率は100%達成することになります。一方、小・中学校の耐震化率は、現在進行中の多度津中学校の改築が完了することによって95%に達し、加えて、白方小学校の普通教室棟の耐震化を進めることによって、学校施設の耐震化率は100%に達することになります。

白方小学校の校舎については、管理棟及び体育館は耐震補強工事を進め完了しているものの、普通教室棟については、コンクリート強度を測定し、耐力度調査を実施した結果、耐震補強工事を行っても十分な耐震性が得られないという結果が出ていることは、ご案内のとおりでございます。

普通教室棟の改築については、小学校の児童数の減少もあり、統廃合という対応で考えるという道筋もあります。通学検討委員会でも、そのことも検討に入れながら検討を進めようとしたしましたが、統廃合を進めるに当たって、住民の十分な理解と相当の時間が必要になりますし、まちづくりの構想とも連動する問題でもあることは明らかであります。

今後、10年を見通したとき、町内の小学校の校舎は、築50年を迎えることになり、大改修や改築が必要になります。そうしたことを視野に入れて、多度津町内全域で小学校は果たして幾つ必要なのかとか、どこに建てられるか等について、少子化とか、子供の偏在化など地域の変貌が予想される近い将来のまちづくりを進める中で、小学校の再編成やあり方についても考えることが必須になります。すなわち、町の総合計画を策定する中で、選択と集中の考えで再検討することが迫られているということは明らかであると考えます。

しかし、村井議員ご指摘のとおり、児童の安全確保は喫緊の課題であることから、管理棟の改修で対処できるのか、普通教室棟を応急に改築するかなどについて、費用対効果も考え合わせて、総務課、建設課とも連携を図りながら、早急に対処していくという検討をする必要があると考えております。

以上で村井 保夫議員の白方小学校の耐震化についてのご質問にお答えしました。

総務課長（石原 光弘）

村井保夫議員ご質問の2点目うち、公共施設の耐震化についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の公共施設は老朽化が進んでおります。

新地方公会計制度の平成24年度決算に基づく財務書類での資産老朽化率は56.5%になっております。平均的数値は35から50%であり、平成21年度決算より50%を超えており、年々上昇しているのが現状であります。厳しい財政

状況が続いていた中で、施設整備に取り組めていなかったのがわかる数値となっています。

今後の取り組みとしては、現状把握が重要だと考え、平成26年度より2年間かけて、未登記物件も含めた土地、建物、工作物等の公有財産管理台帳を作成していこうと考えているところであります。この公有財産管理台帳には、面積、地目、用途、耐用年数、財源等の基本情報だけでなく、建蔽率や容積率等も入れた構造、規制、建築年月日や改修等の工事履歴、改築費や改修費、また運営費、維持管理費等のコスト、また利用者の満足度、施設評価等の利用状況等も組み込まれたものにできれば、その施設の持つ問題点等の把握や将来予測につながっていくのではないかと思います。これにより、施設の整備、維持管理について適切な判断や分析、将来に向けた健全化対策へと大いに役立つものになるのではないかと考えております。

公共施設を活用した行政サービスは、日々の住民の暮らしに密着した重要なものであるだけに、しっかりと実態把握を行い、現状と課題について整理するとともに、住民意識の改革も含めた、今後の対応策について全庁的な視点から施設全体像を見据えた検討や取り組みを行ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、村井 保夫議員への答弁といたします。

議長（門 瀧雄）

以上で村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありました。村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

先ほどの質問で、2番目の小学校の問題であります。その中で防災無線を要望してありますが、その回答がなかったんで、またこの後おひとつ町長よろしくお願いします。

その中で、やはり何と言っても、小学校その他の施設に、生徒または職員及び住民の方々の生命を守るために、特に災害発生時には、固定電話及び携帯電話などの電話連絡がとりにくいことと思われます。

そこで、先ほど言いました、小学校の防災無線関係及び各施設への防災無線関係を特に要望したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の追加質問について答弁をしてみたいです。

防災行政無線の件ですけれども、これは多度津町全体の中の防災体制の確立の中で考えることだと思っております。今、こういう防災に対しましては、住民の皆様方に周知をする手段としては、町の広報車を活用してやっていこう

と思っておりますが、そのほかに、今村井 保夫議員のご指摘のように、防災行政無線、また緊急メール、いろいろな事柄を総務課の中で、今町全体の防災の観点の中で考えているところであります。したがって、小学校への防災行政無線の設置というのは、今考えておりません。全体の中で、皆様方の安心・安全を守るために、防災対策としてどのような形態をとっていかという中で、一つの方法として行政防災無線の設置も考えているところであります。ご理解をお願いしたいと思います。

議長（門 瀧雄）

村井保夫議員さん、質問ありますか。

議員（村井 保夫）

先ほど、質問もう一つするん忘れてましたんで。

第1問目の資源ごみ持ち去り条例要綱が町民の皆さんへの周知が完全にできているのか、またこれからは資源ごみの所有権をもっと明確にして、費用を考え、丸亀市のようなパトロール隊などをつくらずに、町民の皆さんの通報制度をもう少し取り入れていって、費用のかからない方向へも考えてもらって、もう少し強制力のある、要綱から条例への変更をお願いしたいと思います。またよろしくお願いします。

議長（門 瀧雄）

質問。

議員（村井 保夫）

質問です。

環境課長（中野 弘之）

村井議員の再質問に答弁してまいりたいと思います。

今まで余り周知指導ができておりませんので、これをもう一度徹底して行って、その効果を見ながら、回収量や収入額等を鑑みながら考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって4番 村井保夫議員の質問は終わります。

次に、2番 塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

失礼します。

2番 塩野拓二です。3点について一般質問させていただきます。

1つ目は、目安箱の設置についてです。

6月議会で、投書箱やアンケート用紙を置いて、町民の方の気持ちや役場の印象を聞いてみてはどうでしょうかと質問させていただきました。町のホー

ホームページのご意見・ご質問コーナーの活用、町政モニター会や町長との対話集会などで意見を聞くことができるので、投書箱の設置の必要はないとの答弁でありました。しかし、ホームページは、年配の方、私もそうですが、パソコンのできない人には活用できません。また、町政モニター会や町長との対話集会では、発言者が特定されてしまうので、匿名で意見を言いたい人には活用できません。町長や役場の人の前では意見を言えないが、匿名だったら意見を言えるという人はたくさんいると思います。そういう人の意見に耳を傾けることはとても大事だと思います。また、対話集会なども参加する人が限られていますので、そのようなことだけで町民の意見を聞いているということにはならないと思います。丸亀市では、市役所やコミュニティーセンターなどに「ひまわりボックス」という目安箱が設置されています。また、坂出市でも同様に、「坂出市長目安箱」が設置されています。町長のマニフェストにある、住民参画・住民協働のまちづくりを進めていくためには、目安箱の設置は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、自主防災組織の立ち上げと避難訓練の実施についてです。

これも、6月議会で質問させていただきましたが、自治会等からの要望があれば、担当職員による防災研修、自主防災組織結成の方法などの説明をさせていただきたい、住民がどんな被害が起きるのか認識しておくことが大切であり、ふだんから情報発信し、地域とのコミュニティー力をつけておくことが重要であるとの答弁がありました。

しかし、住民の自主的な対応に任せていたのでは、なかなか進まないと思います。この際、町のほうから積極的に打って出るべきではありませんか。まずは、自主防災組織を立ち上げるよう、個々の自治会の説得に回ってはいかがですか。それから、自主防災組織が立ち上がった自治会については、実際の災害を想定して避難訓練を実施するように働きかけてはいかがでしょうか。また、組織や訓練だけでなく、個々の自治会でお年寄りや子供を持つ親たちのために、防災や避難場所の説明に回ってはいかがでしょうか。

3つ目は、認定こども園についてです。

認定こども園という言葉はよく聞くのですが、町では余り検討が進められていないのではないのでしょうか。県内でも、進んでいるところ、進んでないところはあるようですが、早いところでは、来年4月からというところもあるようです。親が共働きであるか否かによって子供が保育所と幼稚園に振り分けられるというのは、何だか変だなと思いながらも、それになれてしまってるような気がします。かなり昔から、保育所と幼稚園は一体で運営すべきであるという幼・保一元化の議論はあるようですが、平成18年に幼・保一元化施設として認定こども園制度が開始されました。国では、質の高い保育の環境を

整備するために、この制度を積極的に推進していると聞いています。

そこで、この認定こども園制度について、多度津町としてどのように対応していこうとしているのか、お伺いいたします。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問のうち、目安箱の設置についてお答えをしてみたいです。

目安箱につきましては、過去に庁舎1階の住民課の窓口を設置したことがありました。そのときは、名前の出ないことをいいことに、他人の誹謗中傷等が多く、余り建設的ではない意見が多かったため、短期間で撤去されたように聞いております。責任ある発言を望むときには、名前と住所を述べていただくことが必要だと考えております。対話集会や町政報告会にたくさんの町民皆様のご参加をいただいて、ご意見やご要望を受け、その最大公約数的なものを町政運営に反映していこうと考えております。

町政モニター制度、自治会要望や議員の皆様方を通した要望、町ホームページ等、またこれから設置する予定のまちづくり委員会など、住民皆様のご意見、ご要望を聞く窓口は広くあると考えております。

住民参画、住民協働のまちづくりとは、行政と町民皆様とがそれぞれの立場を尊重しながら、町の将来像を考え、築いていくことだと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には、各担当課長より答弁をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員ご質問の2点目、自主防災組織の立ち上げと避難訓練についてお答えいたします。

現在、総務課での防災担当職員は、他業務と兼務をしており、東北大震災以降、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成、地域防災計画の見直し等、防災災害対策に関する業務が多大になっているのは現状であり、多忙をきわめております。また、大雨警報発令等による水防本部を立ち上げでの警戒活動は、本年度は3回ありました。

このような状況の中で、ご質問の自主防災組織の立ち上げについて積極的に打って出るべきではないかとのことでございますが、各自治会を回るのは、時間的、職員数的に余裕がなく、現時点では難しいと考えられます。

自主防災組織を結成するためには、地域住民が、強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんのことですが、無理せず、継続的に参加できることも重要であると考えますので、これまでどおり、自主防災組織の結成を考えられる自治会がおられましたら、遠慮なく総務課までご連絡い

ただければ、勉強会や出前講座を通じて、自主防災組織の設立については協力をしてまいりたいと考えております。また、自主防災組織が、避難訓練等を計画しているのであれば、総務課へご相談いただければ、協力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災対策については、予算、また人的なものが課題と考えられますので、議員ご指摘のことは十分念頭に置き、検討してまいりたいと思います。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、塩野議員への答弁といたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

塩野議員のご質問の認定こども園についてお答えいたします。

認定こども園の制度は、教育、保育を一体的に行うためや待機児童解消のために平成18年度から実施された制度で、4つのタイプがあります。認可幼稚園と認可保育所が連携する幼・保連携型、認可幼稚園が保育に欠ける子供を受け入れる幼稚園型、認可保育所が保育に欠ける子供以外の子供を受け入れる保育所型、幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園の機能を果たす地方裁量型の4つのタイプがあります。

現在、この認定こども園の設置が進んでいる自治体は、公立の幼稚園と保育所が存在する地域あるいは民間の幼稚園と保育所が存在する地域と聞いております。11月28日の新聞に、高松市の認定こども園についての記事が載っております。

高松市では、高松市立の幼稚園、保育所について、国が2015年度に予定する子ども・子育て支援制度の開始に合わせ、幼・保連携型の認定こども園に順次移行する方針をかためたとあり、高松市では、現在高松市立の幼稚園が30園、保育所が37園あり、うち5園ずつが幼・保が一体化した高松型こども園として運営しているといった内容でありました。

多度津町においては、町立の幼稚園が4園、私立保育所が5園ありますが、それぞれの保育所において現在厚生労働省の示す保育指針に従い、地域等の特性を生かした質の高い保育を実践していただいております。また、香川県17市町ありますが、幼稚園が全て公立、保育所が全て私立というのは多度津町だけであります。

以上のことから、今後子ども・子育て支援制度における認定こども園の動向については、注視してまいりたいと思いますが、具体的な対応については、多度津町の特性により慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で塩野議員の認定こども園に対する答弁とさせていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

以上で塩野議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、塩野議員、再質問があればお受けいたします。

議員（塩野 拓二）

失礼します。

詳しい答弁ありがとうございました。

1つ目の目安箱に関してなんですけども、以前あって、誹謗中傷があったからやめたというお話を今聞きました。そのお話の中で、名前と住所を入れた目安箱があってもいいのかなというのを少し思ったんですけど、そう言いながらも、民間の飲食店なんかも、会社なんかは、普通に無記名で投書があって、当然誹謗中傷あると思うんですけども、そんなところは聞き流したら、別にいいとこだけを持ってるところだけを、いい意見を聞けばいいと思いますし、また私が質問の中でありました、結局いい意見を持ってんだけど、なかなか言えないとか、表立って言えないっていう人に、いい意見を持って人はたくさんいると思うんで、置いたほうがすごくメリットになるなというふうな感じを受けます。ただ、私のほうも、坂出であったり、丸亀であったりというのを、設置しているということなんですけど、こういった内容をどういうふうに対応しておられるかっていうのは、まだそこ把握してないんで、またそれを把握した上で、次回また質問させていただきます。

2点目の自主防災組織なんですけども、今の答弁のとおり、なかなか難しい、予算もかかり、自治体の組織というか、意識づけも非常に必要なんですけども、難しいと思いますけども、その2点目の最後の部分に触れた、避難場所であったり、不安を抱えている方が自治会にいらっしゃいますので、そういったお声があったら説明に上がりますという答弁やったんですけども、少し町側からも、積極性の意味じゃないですけど、回覧板とか「たどつだより」とかに、小さくてもいいので、こういうこともしますよっていうのがあってもいいかと思うんですけども、それに対してはいかがかなというご質問です。

あと最後に、認定こども園については、全然本当にまだまだやと思うんですけども、その導入に向けた検討を早くしていただきたいと思います。また、導入に向けた検討とかありましたら、随時機会等々を報告をしていただけたらなと思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、情報については、町として各自治会を通じるか、あ

るいは全町的に周知をしたいと考えております。その方法論は、今現在、先ほども申しましたが、津波ハザードマップ、土砂災害については該当区域だけですけれども、津波ハザードマップも該当区域ですけれども、全体的に水害等について、地域防災計画、本年度見直しております。そういう中で、今産業課のほうでため池ハザードマップをつくっておりますので、それを全体的にできた段階で、また防災のしおりをどのような形でつくり上げて、住民の皆様に関わりやすいようなものにできるかということは、十分に検討してまいりたいと思います。もうしばらく時間をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁終わります。

議長（門 瀧雄）

後は、要望でよろしいんですか。

これをもって2番 塩野議員の質問は終わります。

暫時休憩いたしまして、1時から再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時0分

議長（門 瀧雄）

それでは、一般質問を再開いたします。

11番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成25年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、国政の地方政治への影響としての秘密保護法、消費税増税対策について、2、宮崎県綾町、日南市の視察研修から多度津町のまちづくりについて、3、瀬戸内国際芸術祭終了に伴う今後の取り組みについての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、国政の地方政治への影響としての秘密保護法、消費税増税対策についてであります。

今、私たち日本国民の大局観、歴史観が大きく問われているときほどありません。それは、東アジアでアメリカ・イコール・日本対中国の覇権争いの世界へ向かうのか、それとも平和的共同体へ向かわざるを得ないのかであります。私は、子供のころから戦争体験者の両親から、またご近所の体験者から、戦時中の話をよく聞きました。日本国憲法ができて、戦争を一切しなくなったと聞いたときは、子供ながらにどれだけほっとしたことか。ですか

ら、戦争や自衛隊に対しては、戦争をする軍隊にしないことには敏感でありました。これらのことは、ことしの6月議会での一般質問で戦争の歴史と悲惨さを詳しく述べたところであります。

今、私たちが忘れてはならないことは、戦前の日本は、勇気や自己犠牲という人間的美德を侵略戦争に利用し、愛国心の名のもとで、幾多の悲劇を引き起こしてしまいました。戦後、軍国主義に手をかした教員は、教え子を再び戦場に送るなという誓いのもとに、戦争に歴史や道徳を利用するからくりを暴き、平和憲法のもとで子供の人權感覚の育成を目指してきたわけですが、しかし安倍首相は、小著「新しい国へ」の最後に、日本を取り戻すと書いており、それは集団的自衛権の解釈を変更することだと述べております。日中対立を口実に対立の挑発を続けながら、文字どおり憲法の解釈変更に進んでおり、安倍政権の立場は、日米同盟絶対と自国に責任を負わない新自由主義、それと結びついた復古的覇権主義であると評されており、歴史の時計の針を大きく逆に回そうとしております。それは、消費税増税、社会保障の切り捨て、原発推進、集団的自衛権行使容認、秘密保護法などは、安倍政権の暴走の具体化のあらわれであります。そして、今日それは、国民の憲法擁護、反原発、沖縄の基地反対、TPP反対、ブラック企業反対などの運動、また慰安婦問題などの運動に取り組む多くの人々の中に世界の平和に寄与する真の愛国心の着実な成長が明瞭に見ることができるのであります。

侵略戦争を肯定、美化する歴史問題での逆流を日本の政治からなくすることと、憲法を改定し、海外で戦争をする国づくりを許さない、そして日本国憲法を守り、生かす闘いが国内で大きく前進しており、このことは、東アジアの人々への平和的、人間的共同体をつくるための闘いで、力強いメッセージを送っているわけでもあります。中でもとりわけ、今広範な国民の空前的反対を押し切ったの国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案、それとの車の両輪をなすものとして、特定秘密保護法案は、国民の知る権利及び表現の自由と基本的人権を侵害する、きわめつきの悪法として、衆院で十分な慎重審議をしないまま強行採決をし、参院に回され、会期末の6日に、またまた強行採決されました。

安倍政権は、今一気に憲法破壊の政策を推し進めています。それは、第一に経済、税制の改編が基本にあります。TPP交渉に正式に参加し、交渉内容を国民に知らせないまま妥結する。また、消費税増税、大企業設備投資減税などを通して、世界で企業が一番活動しやすい国にしようとしております。第2に、エネルギー政策では、原発について汚染処理、復旧もなされないまま、再稼働を狙い、事もあろうに、海外売り込みが図られており、「フクシ

マ」が切り捨てられています。第3は、安保、防衛では、集団的自衛権の行使容認、防衛計画大綱の見直し、国家安全保障基本法案等々が総動員されております。第4は、社会保障、労働の分野で、生活保護法の改悪、医療窓口負担の引き上げ、介護保険改悪、限定正社員制導入、派遣法、裁量労働制見直し、労働特区、これは解雇特区でございます、この設定などが一気に進められております。第5に、イデオロギーと教育については、イデオロギーでは、首相の靖国神社玉串料奉納、終戦式辞での加害責任、不戦の誓いの削除、村山談話、河野談話の抹消などであり、これに同調して「はだしのゲン」の図書館での封印、広島県原爆資料館の展示の変更、関東大震災における虐殺、それ自体の否定、そして教育では、教育内容に政治的に介入しようとする姿勢が顕著で、例えば教育振興基本計画は、本来教育の条件整備を課題とするものですが、これを教育の内容、方法を管理するために使っていることなどであります。

以上のことから、安倍政権は一気に憲法破壊の政策を進めてきており、国民の気づかないうちに憲法体系の根本が揺さぶられる状況が進みつつあり、憲法は未曾有の危機を迎えています。国民が知らないうちの改悪濁流の進行、これはまさに、ナチスに学べという暴言した麻生太郎氏の筋書きどおりです。私たちは、今緊急に必要なのは、日本国憲法3原則の基本原則、つまり国民主権、平和主義、基本的人権に基づく完全実施であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、国民の命よりも国家の安全のために国民が犠牲になる方向へ、また人命にかかわる事態の予想も秘密とされ、消防、役所に連絡が来ないおそれのある、この秘密保護法案に対して、町長はどのように考えるのか。

2点目に、私たち住民は、市町村、東京の特別区を含む、それとそれを包み込む都道府県の2つの地方自治体の構成員、つまり主権者であります。地方自治体は、住民が国や地方の政治、行政に対して住民の意思や要望、要求などを反映させていくための最も身近な場です。同時に、住民の人権と生存権を守り、改善させていく場ですが、しかしその反面、地方自治体は、国、都道府県、市区町村という、国家行政の仕組みの一部として住民を統治し、管理するための役割をあわせて持っております。2000年、平成12年4月から地方分権一括法が施行されており、新ガイドライン（日米防衛協力指針）による戦争体制に自治体や住民を動員したり、住民サービスを切り捨てる地方行革の推進強化など、悪政を押しつける面を持っているが、どのように町は考えているのか。

3点目に、2014年4月から8%、2015年10月から10%への消費税増税が実施されようとしております。町全課としては、幾らぐらいの負担増となるの

か、また消費税増税に対して経済対策を立てているのかどうかであります。次に、宮城県綾町、日南市の視察研修から多度津町のまちづくりについてであります。

去る10月23日水曜日から25日金曜日までの3日間、宮城県綾町及び日南市に議員視察研修旅行に行つてまいりました。あいにく台風27号の接近中で心配をいたしました、幸いにも進行速度も遅く、直撃を免れ、悪天候の中ではありませんでしたが、両市町とも快く研修を引き受けていただき、有意義な研修になり、両市町に対し感謝を申し上げた次第であります。

最初に訪問した綾町では、人口7,242人、全体予算額では、地域の元気臨時金を含め61億4,204万4,000円で、昨年比43%増とのことでした。この綾町は、全国で合併をしなかった町として知られ、合併に際し、全町民アンケートを実施し、各公民館での町長との対話が行われ、町長は、綾町の自然、文化、伝統、産業を守っていききたい、そのためには自立で行くことが必要だとの説明で、町民は納得をし、大きな反対もなかったとのことでありました。また、綾町の綾川流域の照葉樹林3,245ヘクタールを含む約1,450ヘクタールの地域は、2011年9月、国からユネスコ・エコパークに推薦され、綾町の観光と森林保護のシンボルとなっている照葉大つり橋があるところでも有名です。そして、自然生態系農業の指針と有機農産物の生産を25年前に立ち上げ、「綾・有機農業まつり」を毎年開催しており、町と村を結ぶ食のふれあい広場や綾町産自然生態系農業による農産物の即売会を行っているとのことでありました。

綾町では、1989年、平成元年から、自然生態系農業の推進に係る条例に基づき、全国に先駆けて有機農産物をランクづけする独自の認証業務を実施してきており、1999年、平成13年4月から、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関の認定を受けた生産者でなければ「有機」と表示して販売することができなくなったわけでありました。2011年、平成23年11月から、今までの自然生態系農業に加えて、JAS法に基づく日本農林規格登録認定機関として、消費者が求める有機農産物を生産者が責任を持って提供していくための認定業務を行っているとのことでした。その中でも、綾町有機農業開発センターが重要な役割を担っており、この開発センターは、条例に基づく施策を具体的に普及推進するための機関として、1989年、平成元年に設立。その主な活動は、自然生態系農業の推進、普及、土壌分析、新技術の開発研究、流通、販売促進、自然生態系農業のサポート全般にわたっており、また有機JAS登録認定機関としての認定業務も行っているとのことでありました。

学校給食では、自校方式をとっており、町内の米が100%、野菜ほか100%の自給をしているとのこと。そして、基幹作物はキュウリであり、露地物で

10アール当たり600万円の売り上げをしており、最近ではカンショに力を入れており、年齢層は平均50代とのことであります。

翌日は、日南市、人口5万8,000人を訪れ、ここでは、中心市街地活性化のリーダーを公募したことで全国的に有名で、月額90万円の委託料としてインターネットに掲載、マスコミ上で話題となったところであります。日南市では、中心市街地のまちづくりや商業の活性化事業の業務を担うテナントミックスサポートマネジャーを募集、2016年度末までの契約で、契約終了時点までに実現可能な未来像の構築、基本計画実現のための手段、方策、実現イメージの企画、実施、検討、空き店舗活用の検討を行うほか、業種バランスなどの配置計画の策定と事業者の誘致、適正な配置、目標は4年間で20店舗誘致、そしてタウンマネジメント体制の整備、商店街の既存店舗の経営改革に関するリニューアル指導、支援と商店主、地権者との信頼関係の構築などの業務を担うとした。応募資格は、まちづくりに対し専門的知見と情熱を有し、活性化に向けた事業を推し進める実行力がある人で、性別や年齢、学歴は不問としたことです。

私たちが訪れた油津商店街は、昔油津港として栄えていましたが、昭和32年を人口のピーク以来、人口減少に歯どめがかからず、当時通行量が8,000人であったのが、現在では1,400人から1,500人に激減、80店舗あったのが、閉店が相次ぎ、28店舗に激減、空き地やシャッター通りとなったわけでありま

す。

現日南市長は、九州では最年少、全国では2番目に若い市長の誕生として就任、38歳の若さで、「油津、日南らしいまちづくり」での空き店舗の解消、にぎわいの増大として商業地の再生を目指し、国の市街地活性化法の適用を受け、日南市中心市街地活性化基本計画を作成し、基本方針及び目標数値を設定、中心市街地活性事業としてスタート。これには、市の商工観光課関連事業としてテナントミックスサポート事業があり、1、専門指導員による中・長期的な将来像の構築と、その計画に沿ったテナントの誘致及び適正な配置、2、関連事業の総合プロデュースによる、にぎわいづくりの定着です。この事業遂行のため、市として当初予算では、油津商店街コミュニティ創出事業、来なくなるまちミニプロジェクト事業、商店街駐車場運営事業、そして補正予算として商店街景観整備事業、空き店舗対策事業としての予算を計上し、実施期間を平成25年から平成28年の4年間としたそうであります。

その手始めとして、テナントミックスサポートマネジャーの公募が行われたわけですが、応募総数333人で、事務局予想の3倍強であり、男性297人、女性36人、最年少が21歳、最年長が73歳で、北海道から沖縄県まで

の全国各地から応募があり、特に関東圏が多く、またアメリカ、ドイツ在住の日本人からの応募もあったほどでした。書類選考では、技術力、経験、実績等の専門能力、コミュニケーション能力、交際力、バランス感覚等の人間力での第1次審査、公開プレゼンテーションでの第2次審査、これには200人以上の市民の傍聴者があったわけでありましたが、9人の発表者、交流会、個別面接、これは非公開であります、最終選考会ではテナントミックスサポートマネジャーの決定がありました。本人のプレゼンテーションの経過を経て、38歳の福岡出身の木藤氏が選出されたわけであります。木藤氏は、審査員の協働に関する質問にも明快に答え、油津商店街の4年後を明確なストーリーを持って提案できていた。また、地域に対する姿勢、熱意、覚悟、誠実さが審査過程を通じて委員全員に伝わり、また市が行った公開プレゼンテーションの来場者に対するアンケート調査でも、2位以下の40%台に大差をつけた結果であり、委員会の評価と市民の感覚も一致したことが、テナントミックスサポート事業委員会の講評でありました。契約期間も、平成25年7月1日から平成29年3月31日までの中活計画機関、原則は単年度契約としており、採用後は、日南市に家族5人、妻と3人の子供とともに油津商店街の近くに家を借りて頑張っているとのことでした。しかし、これから、木藤氏とともにどれだけ覚悟で市民がそれに応えられるか、4年後の油津商店街を期待して、議員視察研修を終えたところであります。

そして、そこでお尋ねをいたします。

1点目は、町内での認定農業者は何名か。また、町内でJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組みはどうか。

2点目に、我が多度津町にもまちづくり委員会を設置すると町長は明言しておりますが、日南市油津のように、公募したサポートマネジャーを入れたらどうか。

3点目に、先月終了した瀬戸内国際芸術祭のように、専門的な第三者のリーダーを入れることによって、違う感覚や角度から真のまちづくりができると思うが、どうか。

最後に、瀬戸内国際芸術祭終了に伴う、今後の取り組みについてであります。

今回、成功のために日夜準備に奮闘されました町当局及び関係者、ボランティアの皆さん方に心よりお礼と感謝を申し上げます。

さて、過去の島々の活性化を目的に2010年に第1回が開かれ、今回が2回目、春、夏、秋の3会期を香川県沖に島を舞台に、来場者数は、前回の約94万人を超え、11月1日には100万人を突破、最終には107万人と発表されました。瀬戸内海に浮かぶ島々をアートで埋め尽くす「瀬戸内国際芸術祭

2013秋」は、10月5日土曜日から11月4日月曜日の約1カ月間開催され、我が多度津町も参加、高見島にて12の作品が展示され、秋空のもと、瀬戸内の青い海が広がる最も美しい季節に行われ、ちなみに高見島は2万4,371人の来場者数とのことでありました。浜辺や空き民家を舞台に展開されたサイトスペシフィックな作品の数々が、京都精華大学の教員、卒業生、学生から成る有志により「京都精華大学高見島プロジェクト」として、島民の皆さんのご協力のもと盛大に開催されました。既に閉幕して早いもので1カ月余り経過をしておりますが、いまだにあの作品及び参加した感動の余韻が脳裏をかすめております。

10月5日のオープニングの初日からあいにくの雨に見舞われ、期間を通じて悪天候の中で開催されたこともしばしばあり、天候が全期間通じて安定をし、良好であれば、もっと来島者もふえていたのではないかと思います。そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、芸術祭閉幕後も、高見島で公開される作品は何があるのか。

2点目に、高見島の魅力を引き継ぎ展開するためには、今後どのような施策を考えているのか。

3点目に、アートで高見島を元気にする瀬戸内国際芸術祭が終了して、開催地として島の課題として何が考えられるのか。

以上、3点につき町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上であります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の特定秘密保護法についてどのように考えているのかというご質問に答えをしまいたします。

町議会本会議での一般質問にお答えするときは、個人的なイデオロギーや考え方を述べるのではなく、私見を挟まないで、町長の立場から住民サービスの向上や町行政のあり方、かじ取りについてお答えをさせていただくことを基本的なこととして、まず申し上げておく必要があると思います。

議員ご質問の特定秘密保護法は、すんなりと国会にて可決された国家安全保障会議、日本版NSCとセットであると考えております。身勝手な外圧から日本国と国民の生命、財産を守ることは国の責務として当然であり、ひいては多度津町と町民を守ることにつながり、必要な法律だと考えております。ただ、細部にわたる内容や可決に至るまでの経緯については、私たち国民が選挙で選んだ国会議員を中心に国会で議論されることであり、その結果について町長の立場として答弁することではないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の1点目の2番目でございますが、地方自治体の役割と理解し、答弁を申し上げます。

地方自治体は、地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。2項で、国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務または全国的な規模で、もしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められております。

国においては、地方自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと定められておりますが、行政運営においては、国、県の方針に沿って進めていかなければならない施策も多々出てまいります。ご質問にもありますが、住民サービスを切り捨てる地方行革の推進強化など悪政を押しつける面を持っているとのごことでございますが、自治体運営には財政状況が非常に重要と考えております。ご存じのとおり、町財政の歳入において、地方交付税、国庫補助金等、依存財源は約半分を占めている状況であり、結果として国、県の方針に沿って行政運営をしていくことになると考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3番目の消費税増税に関してお答えいたします。

消費税増税については、来年4月から5%から8%になりますが、本町の歳入歳出にどれだけの影響が出るかの把握は難しいのが現状であります。現在、新年度予算の査定を行っておりますが、消費税がかかる予算については8%で計上をすることとしております。

先日、四国財務局また財務省の職員により、本町の財務状況についてのヒアリングがありました。その折に、消費税について質問をいたしましたが、他市町からも問い合わせがあるが、国の方針がまだ決定していない、12月末までには大まかな内容については示されるのではないかと回答がありました。そのようなことから、消費税増税が幾らぐらいの負担増になるかは数字であらわすのは難しいことであり、ただはつきりしていることは、工事委託

費等の消費税がかかるものについては確実に歳出の増加になることとなります。

また、経済対策は立てているかとのことですが、国が補正予算で経済対策を行う考えでありますので、町として、その補正予算が利用できる事業は使っていくよう準備を進めている状況であります。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、尾崎議員への答弁といたします。

産業課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、町内の認定農業者は何名か、町内でJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組みはどうか及び芸術祭閉幕後も公開される作品の有無についてお答えいたします。

町内における認定農業者は17名おりますが、JAS法に基づく有機認定されている農業者はおりません。香川県下においても、農林水産省によると、9団体24農家と聞いております。多度津町を含む4市8町にはおりません。よって、本町での出荷はありません。県下での主な農産物としては、ミカン、サツマイモ、コマツナ、水菜などを出荷しておるように聞いております。

次に、芸術祭閉幕後も公開される作品の有無についてであります。基本的には、閉幕後は原状復帰することが義務づけられています。よって、作品のほとんどは既に原状復帰、すなわち撤去いたしております。今現在残っている作品は、三洋汽船の新なぎさ号の装飾があります。しかしながら、1月もしくは2月にある、船のドック時にもとどおりにすることが決まっております。また、「除虫菊の家」、「うつりかわりの家」については現在残っておりますが、継続して残す、あるいは公開することの決定権は本町にはありません。なので、現在このことについては、県と協議を行っておる最中であり。なお、現状では公開はできません。

以上、尾崎議員の認定農業者の数及びJAS法に基づく有機農産物としての出荷の取り組み及び芸術祭閉幕後も公開される作品の有無について答弁させていただきました。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のまちづくり委員会についてと真のまちづくりについて、それから高見島の今後の施策についてと島の課題についてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

まず、まちづくり委員会についてと真のまちづくりについてでございますが、本町においては、現在のところ第5次多度津町総合計画に基づく町政運営を行っているところですが、計画期間が平成28年3月末で終了するため、来年度から第6次総合計画の策定に取り組むことを予定しています。

計画策定に当たっては、基本構想において町民アンケートや各種調査の結果を活用することなどのほかに、まちづくり委員会を設置して、ワークショップなどの研修を通じ、本町のまちづくりについての調査、検討を行います。また、その結果を取りまとめ、町長に提言していただく予定にしております。

まちづくり委員会の構成につきましては、委員のうち何名を公募により選考するのかということも含めて、現在検討しているところであります。

議員のご提案にあるサポートマネジャーは、実現可能な未来像の構築、基本計画実現のための手段、方策、実現イメージの企画、実施などの業務を担い、専門的な第三者のリーダーは、違う感覚や角度からまちづくりに参画していただくということですが、次期総合計画の基本構想の作成は、そのような外部の感覚、視点を取り入れることができるよい機会であると捉えております。

まちづくり委員会におきましても、基本構想に取り入れ可能な、具体的な提案をしていただくために、幅広い分野から委員を選考し、研修については、その知見を十分に活用していただける内容になるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、高見島の今後の施策についてと島の課題についてでございますが、高見島の魅力は、瀬戸内国際芸術祭で作品が展示された場所だけではないと思っています。浦地区の集落の景観は、海上から見れば、違った趣きを醸し出すでしょうし、今回展示のなかった浜地区にも、どの国立公園にも負けないほどの島々に沈む夕日、西浦大師や蛭子神社、多くの石仏、石碑、両墓制墓地などを見ることができます。

また、「瀬戸内少年野球団」、「男はつらいよ 寅次郎の縁談」、「機関車先生」など、映画のロケ地になっているということは、昔と変わらない魅力的な風景が今も存在しているからだと思います。これは、佐柳島にも当てはまり、瀬戸内海の島々、そこにしかない魅力が、島独特の雰囲気、確かに存在しています。その宝とも呼べる島の魅力をさらに磨いて、ホームページや広報はもちろん、機会あるごとに大勢の方に伝えていくことが我々行政の仕事であり、今後の施策であると考えています。

次に、島の課題でございますが、やはり人口の減少を食い止めることに尽きます。それには、島での生活の質を向上させるとともに、安定的な経済活動が行われる必要があります。それは、ある意味、島らしさが失われることにつながるかもしれませんが、仕事がないことには生活ができません。仕事があり、人がふえると、経済規模も拡大し、さらに仕事がふえるといった好循環が生まれます。そのための特効薬のようなものはないかもしれませんが、

しかし本年4月から始めた医療機関の受診を目的に島嶼部航路、現在は定期船だけでございますが、を利用した場合の運賃の半額助成のように、小さなことかもしれませんが、生活を変える最初の一步を島の方たちと一緒に考え、人口減少を食いとめ、徐々ににぎわいを取り戻していきたいと考えております。

以上で尾崎議員のまちづくり委員会についてと真のまちづくりについて、それから高見島の今後の施策についてと島の課題についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

国政の問題について、町長は、これは国会議員の方がしたんだから、国政に対しては余りかわりができないということで、町のことのみだけだという答弁がありましたが、今秘密保護法の問題では、実はテレビでも報道されておりますように、これが1995年に韓国で2008年に秘密情報法案、これと国家治安法、この2案が提案されて、2度廃案になり、日本における秘密法案は、全くそのものだということであります。歴史的に見ますと、既にご存じのとおり、韓国では光州事件がありまして、これは秘密情報だということで、キムデジュン、つまり金大中さんが日本に来まして、誘拐されて、さらわれてわからなくなったという経過があります。そして、韓国では、2度にわたってこの法案は廃案にされた、こういうことでございます。ですから、いずれにしても、国の法律というのは、ともかく地方政治に及ぼす影響が大きいと考えているわけでございます。そういう意味で、この問題についても秘密というのは例外的なものであって、法案化するというのは例外的でなくなる、それがそういうふうになるというのが一番危惧するところでございます。

それから、やっぱりこれをつくることによって、国の問題では秘密を漏らす、あるいは漏えいするということについては非常に不安を漏らすとかというのは処罰されると。それから、そそのかしがあったんではないかということで、そういう萎縮効果が国民の中にあるわけです。そういう意味で、秘密というのは特別に限定して4つにしておりますが、現実の問題としては、そうでなくて、地方行政にも非常に大きく及ぼすということでございます。そういう意味で、民主主義の根幹にかかわりますというんですか、法律が今言われておりましたように、非常に憲法に抵触するような法律が次々と出てきております。そういう意味で、このことについても町長としても、憲法違反の

秘密保護法について、かわりが、地方行政だけだという考え方については、ちょっと個人的な見解ではなくて、個人的にもやっぱりちゃんとした見解を持つべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから……。

議長（門 瀧雄）

済いません。マイクを使うてください。

議員（尾崎 忠義）

失礼しました。

それから、瀬戸内国際芸術祭終了後に伴う今後の取り組みということで、ただ今答弁あったんですが、私も参加させていただきまして、十分なことはできなかったんですが、来られた方に対して、見学者でございますが、特に高見島の場合は、これは反省点の一つに加えていただきたいんですが、非常に道順が初めての人にはよくわからなかったということで。

それから番号案内ですね。これは、三桁になっとなです。ですから、次回でする場合は、Tの1、2、3、4、5、6ということで、12までしたほうが、高見島のTという文字とって。ところが、瀬戸内芸術祭は、全県下やから、190、二百何番ということで、私も参加させてもらって、非常に案内がしづらかったということで、こういうことも一つの反省点でもあったんじゃないかなという感じです。

それから、見学終了後も非常に来られた方も、4時終了なんですけど、4時半ごろに来られて、残念だということで帰られたということもありますし、せっかく作品、参加してこられても、できなかったということでございます。それから、ガイドですが、受け付け時に、その作品の特徴をやっぱガイドする人がいなかったということで、受け付けと同時にちょっと案内したんですが、その作品のガイドしますと、非常によくわかったということで、非常に感謝されました。そういうことで、ちょっと後の問題ですが、こういうふうのが反省点として、あと頑張って、島の活性化ということで、していただきたいと思います。

それから、先ほどまちづくり委員会に第三者を入れるという、非常に前向きの姿勢で言われておりました。そういう意味で、我が多度津町も、このように本当に第三者から見た目で町でそういうまちづくりにみんなが協働してやるということについて、具体的に進めていくことが必要だと思います。そういう点について、再質問をいたします。

それから、消費税の問題ですが、今答弁にありました、ちょっと難しい、わからないということでございますが、現実の問題として来年の4月からということで、すぐに1割まではなっていくということで、概算でもいいんです

が、例えば町が実施しております各施設の施設料、使用料ですね、この問題とか、水道料金、消費税が上がったら、町民にどのくらいの負担になるんかということで、課別ごとに試算をして、あと4月までというたらどんだけも時間がないんですが、決まってからすぐ取りかかるのではなくて、これは町としての対策を急いであるべきだと思いますが、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員の追加質問についてお答えをしてみたいんですが、ただいま私が答弁したことと、ほぼ同じこととなると思っておりますが、私がこの場でお話を申し上げるのは、町の、先ほども申しましたように、住民サービスの向上や町行政のあり方、かじ取りについてのご質問に対しましては、真摯な気持ちを持って私の考え、今、やってること、これからのことを答弁をさせてまいりますが、ただ国会と町議会、地方議会というのは、議論をする内容が異なると思っております。国会の場合は、国政に対しての議論をするところであり、それは、先ほども申しましたように、私ども国民が選挙で選んだ国会議員を中心に議論されることであると思っております。そのことに関しては、私のほうからは、答弁なりコメントはできないと思っております。

地方議会の場で議論することは地方議会で、議員の皆様方とご相談をしながら、意見を闘わせながらやらなきゃいけないと思っております。そういう意味では、国会は国会、地方議会は地方議会というふうに認識をしておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員再質問の消費税に関することですが、水道料金、下水道料金として消費税がかかわるものについては上がるということで、住民の皆様にはご理解いただきたいと考えております。

消費税につきましては、国のほうで上がった分については、全て社会保障費に充当するというのでございまして、それが消費税部分が町の収入としてふえる部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、各施設について消費税の増税部分についてふえるかということについては、いまだに決定しておりませんので、そういう報告が出てくれば、議会と相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

議長（門 瀧雄）

尾崎君の再質問に答弁がありました。

ほかにありますか。

議員（尾崎 忠義）

以上です。

議長（門 瀧雄）

いいですか。

これをもって11番 尾崎議員の質問は終わります。

次に、5番隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

こんにちは。5番 隅岡美子でございます。

順次通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

児童虐待防止についてであります。

平成16年度から児童虐待防止法が施行され、11月を児童虐待防止推進月間と定められ、全国各地で民間団体や地方自治体などオレンジリボン運動が推進されております。

「オレンジリボン」マークの由来は、2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる2人のかわいらしい兄弟が、父親の友人から再三にわたって暴行を受け、息も絶え絶えの状態で橋の上から川に投げ込まれて、幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、全国でオレンジリボン運動が始まりました。このオレンジの色は、里親家庭で育った子供が、子供たちの明るい未来を示す色として選んだと言われています。その胸の中に、オレンジフルーツのような明るさと温かさを感じたいという思いがあったのではないのでしょうか。

このように、子供が虐待を受け、命を失ってしまうという事件が年間60件近く起き、虐待に苦しむ子供はふえ続けています。子育てが大変な父子家庭や母子家庭などの親の支援にもつながり、未来を担う子供を育てるためにも、地域で子育てをする親を支える環境が大切だと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

多度津町においても、こんにちは赤ちゃん事業を実施しています。これは、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を保健師らが訪問しています。1つ、対象者は何人いますか。1つ、今までに虐待と見られるケースはあったのか。

1つ、虐待と見られるケースの場合の対処の仕方について。1つ、今後の課題についてであります。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問にお答えをしてみたいです。

児童だけでなく、高齢者等に対する虐待という言葉が持つ、非人間性、悲惨

さ、無慈悲な行為を私たちは決して許すことはできないし、皆無にするよう努力する必要性を強く感じております。大切な子供を育成することの重要性を発信していき、子供とともに子育てする親を支える環境を育んでいくことが必須だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご質問には詳しく担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

隅岡議員の児童虐待防止についてのご質問にお答えいたします。

近年、児童虐待の件数は増加の一途をたどっており、特に最愛の親から虐待を受けて亡くなるという痛ましい事件には、落胆や、なぜ、どこかで、誰かがとめられなかったのかと思わずにはいられません。

子育ての不安や子供の非行などの相談に対応している香川県子ども相談センターに寄せられた平成24年度の虐待相談は490件であり、中でも身体的虐待は207件、42%、心理的虐待は159件、32%、ネグレクトである育児放棄は114件、23%でございました。また、虐待者は、実母が266件、54%、実父が155件、32%であり、養育者である最も身近な両親から虐待を受けている割合が多いという状況にありました。

そのような中、本町でも、国の指導を受け、虐待の発生リスクが高い、乳幼児健診を受けていない子供や、住民票はあっても居住の実態がない子供に対して、保健師による家庭訪問や関係部署との連携により、状況把握や確認を行っております。

議員のご質問にありますこんにちは赤ちゃん事業でございますが、本町では、生後1から2カ月までに助産師による家庭訪問を実施しており、里帰り出産で不在の場合は、保健師が生後4カ月までには家庭訪問をしております。家庭訪問では、乳児の発育・発達観察だけでなく、お母さんに対して子育ての不安や悩みをお伺いし、予防接種や子育て支援に関する情報提供を行っております。また、養育支援が必要と思われる家庭には、関係部署や西部子ども相談センター等の関係機関と連携し、対応をいたしております。

まず、1点目の対象者でございますが、平成24年度については175件でございました。

2点目の、今までに虐待と見られるケースはありましたかのご質問でございますが、明らかに虐待と思われるケースはございませんでした。ただ、虐待ではございませんが、母親側の要因としてメンタル的な疾患や母性意識の低下による養育不適応が疑われるケースが数例ございました。

3点目の虐待と見られる場合の対応の仕方についてでございますが、母親の疾患については、地区の担当保健師が医療機関の受診の継続や服薬確認など

の支援と見守りを行っております。

また、母性意識の低下が見られるケースについても、保健師の継続訪問で支援を行い、健診の場でも多職種の職員でかかわりを持つようにしております。経過を見ていく中で、子供の健康状態を損なうほどの不適切な養育状況であると判断した場合には、西部子ども相談センターに情報提供し、援助計画を立てることも必要になってまいります。

4点目の今後の課題についてでございますが、こんにちは赤ちゃん事業の家庭訪問のときには特に問題がないと思われる場合でも、その後虐待に至るケースもございますので、日ごろから健診や育児相談の母子保健事業でのかかわりを大切にして、早期発見、早期対応に努め、保育所等の関係機関との連絡も密にしておくことも重要であると思われまます。

また、核家族化の進行に伴い、近所付き合いの希薄化や子育て中の親の孤立化も考えられますので、子育て支援に関する積極的な情報提供を行うとともに、地域全体で子育てを見守り、住民の方からも気になることがあれば気軽に相談していただける体制づくりや相談者のプライバシーの保護も含めた周知啓発が必要と思われまます。

今後も、母と子の健康と幸せを願い、児童虐待防止に向けて職員の意思統一を図り、関係課とも連携を持ちながら業務に携わってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当主幹からありましたが、隅岡議員、質問があれば。

議員（隅岡 美子）

質問ではないんですが、要望でございます。

本当に丁寧で詳細なご答弁ありがとうございました。

きょうは、氏家所長も、オレンジリボン運動ということで、オレンジのリボンを胸元につけております。私も手づくりでつけてまいりました。

本当に私も同じ思いであります。

最近では、愛知でお父さんが子供を虐待したとか、新聞、テレビで毎日のように悲惨な事件が起きておりますし、私も子供を持つ親として、本当に心を痛めておる一人でございます。

オレンジリボン運動というのは、先ほども答弁していただいたように、本当に地域社会全体で子育てを見守っていくということがどんなに大切なことなのでございます。どんな小さなことでも情報を提供していく、見守っていくことが大事だと思います。

今日の質問をきっかけに、また今後普及啓発、また情報を発信していただくということで、これが要望でございますが、地域の住民の方からいろんなご意見を伺って、こういうことがあるということをまず知っていただいて、それによって、小さな、大切な子供たちの生命が救われるのではないのでしょうか。そういうことで、きょう質問させていただいてよかったなと、このように思っております。今後、普及啓発をどうかよろしくお願いいたします。これは、要望でございます。

以上で一般質問を終わります。

議長（門 瀧雄）

これをもって5番 隅岡議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。

ここで散会をいたします。お疲れでございました。

散会 午後2時2分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 12 月 11 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記

平成25年第4回多度津町議会定例会議事日程

12月11日（水）午前9時開議

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．一般質問